

平成23年第4回葛城市議会定例会会議録(第2日目)

1. 開会及び延会 平成23年12月12日 午前10時00分 開会
午後 3時35分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

| | |
|-----------|------------|
| 1番 辻村 美智子 | 2番 中川 佳三 |
| 3番 岡本 吉司 | 4番 春木 孝祐 |
| 5番 朝岡 佐一郎 | 6番 西井 寛 |
| 7番 藤井本 浩 | 8番 吉村 優子 |
| 9番 阿古 和彦 | 10番 溝口 幸夫 |
| 11番 川辺 順一 | 12番 赤井 佐太郎 |
| 13番 川西 茂一 | 14番 寺田 惣一 |
| 15番 下村 正樹 | 16番 西川 弥三郎 |
| 17番 南 要 | 18番 白石 栄一 |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 山下 和 弥 | 副 市 長 | 杉 岡 富美雄 |
| 教 育 長 | 大 西 正 親 | 総 務 部 長 | 河 合 良 則 |
| 企 画 部 長 | 田 中 茂 博 | 市 民 生 活 部 長 | 松 浦 住 憲 |
| 都 市 整 備 部 長 | 石 田 勝 朗 | 産 業 観 光 部 長 | 吉 川 正 隆 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 吉 川 光 俊 | 教 育 部 長 | 中 嶋 正 英 |
| 上 下 水 道 部 長 | 池 田 雅 直 | 消 防 長 | 岩 井 利 光 |
| 会 計 管 理 者 | 坂 口 徳 子 | | |

5. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 福 井 良 祝 | 書 記 | 西 川 育 子 |
| 書 記 | 西 川 雅 大 | | |

6. 会議録署名議員 3番 岡本 吉司 15番 下村 正樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

| 質問順 番号 | 議席 番号 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 質問の相手 |
|-----------|----------|---------|---|--------------------------|
| 1 | 6 | 西 井 覚 | 市政全般について | 市長 |
| 2 | 5 | 朝 岡 佐一郎 | 平成24年度予算編成について | 市長 担当部長 |
| | | | まちづくり施策におけるこれからの市政運営について | 市長 |
| 3 | 4 | 春 木 孝 祐 | 新「葛城市地球温暖化対策実行計画」策定方針について | 市長 担当部長 |
| | | | 再生可能なエネルギー（自然エネルギー）・新エネルギーの公共施設への導入について | 市長 担当部長 |
| 4 | 13 | 川 西 茂 一 | スポーツ基本法について | 市長 副市長 教育長 担当部長 |
| 5 | 8 | 吉 村 優 子 | 庁舎の統合について | 市長 担当部長 |
| 6 | 1 | 辻 村 美智子 | 子ども・若者育成支援事業について | 市長 担当部長 |
| 7 | 9 | 阿 古 和 彦 | 地球環境に優しい自治体について（葛城市） を指して パート6 | 市長 担当部長 |
| 8 | 10 | 溝 口 幸 夫 | 防災・減災対策について | 市長 担当部長 |
| | | | 市長選について | 市長 |
| 9 | 18 | 白 石 栄 一 | H24年度の予算編成について | 市長 担当部長 |

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る12月1日の通告期限までに通告されたのは9名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、2名の議員が一括質疑方式を、また7名の議員が一問一答方式を選択されております。質問回数につきましては、一括質疑方式の場合は3回まで、一問一答方式の場合は質問回数に制限はございません。制限時間につきましては、一括質疑方式、一問一答方式ともに、質疑、答弁を含めて60分といたします。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、6番、西井覚君の発言を許します。一括質疑方式で行われます。

6番、西井覚君。

西井議員 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきまして、私の一般質問をさせていただきます。私の質問は一括質疑方式でこれからの市政運営についていろいろと聞いてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

葛城市は平成16年10月に新庄町と當麻町と合併し、誕生して早くも7年が過ぎました。合併時3万5,500人であった人口が、人口減少が叫ばれている中で、当市はここ11月現在3万6,200人とわずかながらも増加しており、住民が住みよいまちづくりの政策の成果と考えているところでございます。

その間、旧町の継続事業を始め、新市建設計画に基づく諸事業など、特に次代を担う子どもたちの学校施設の耐震、新庄幼稚園、磐城第2保育所、また当市の玄関口である尺土駅前整備、クリーンセンター建設事業など、まだまだ市民生活に欠くことのできない大規模な事業など完成に向けて現在取り組まれております。市民にとって活力のあるまちに住むのは大変うれしいことであります。また、事業の推進には近隣地域の市民の皆さんの理解とご協力も感謝しなければならないと思います。これからの事業は新市建設計画及び時代の変遷による事業の要望など、多種にわたる事業の変遷を消化、実行しなければならないと思いますが、住民ニーズの今の焦点はことしは東北地域の未曾有の地震、また本県では台風によるかつてないような山崩れなど、自然災害が後を絶たず襲ってまいりました。住民を守るためには防災無線の整備など、新たな必要な事業になると思われま。市長はいかがお考えでしょうか。

あと3年で市制10年を迎えます。合併の特例債の適用は一応10年であります。山下市長は地区懇談会や各種団体などいろんなところでの懇談で多くの市民の声を聞かれ、私は市民の幸せづくりの応援団長だと言われておられますが、来年10月末で1期目の任期が来ます。いまだあなたが市長になられたとき、山下市政へのビジョンの中、ソフト面で職員資質及び学校教育など、いろんなところでまだまだ道半ばと言い難いと、山下市長自身でのストレスを

感じておられると思いますが、あなたのここ3年間の市政全般での取り組みはいかがでしょうか。そしてまだまだ成し得ないところも含め、自己採点されて何点と思われるか。もちろん、いまだ完成を見ない事業及び山下市政へのビジョン完結のためにも、来年の市長選挙に2期目の立候補をされるべきと私は思います。私と同じ思いで一部各種団体の方々も出馬要請をされていると聞き及んでいます。市長はいかがお考えかを聞かせてください。もちろん、市長自身もその意欲があればビジョンなど聞かせてほしいと思います。また、2期目に向かったの決意も聞かせてください。市長みずからの答弁をお願いいたします。再質問は質問席からさせていただきます。

西川議長 市長。

山下市長 おはようございます。ただいま西井副議長から質問をいただきました。私のような者に望外のお言葉をちょうだいいたしました。また、先日から市内の商業団体であるとか体育関係の団体、また農業の団体等から私の方に来年任期を迎えるが、引き続き出馬をせよという書類を持ってきていただいております。若輩者の私にそのような言葉をかけていただけるということは本当にうれしい限りでございますし、私自身ひたすら一生懸命走ってきて、そのように評価をいただいているということはどういうふうかというふうに思っております。3年前市長選挙で私が市長として選ばれ、この壇上に上げていただいたわけでございます。そこで市民の皆様には5つのビジョンという形で私の思いを述べさせていただき、そしてそれを推進すべく市役所の職員一丸となって市民の幸せづくりの応援団だという思いで3年間過ごしてまいりました。今、西井副議長からご質問をいただいたことにかんがみ、私の方からこの3年間の歩みをお話しさせていただきたいというふうに思っております。

私は基本的に市民の声を聞くということで、各大字の懇談会、タウンミーティングを中心にやっていくんだということを言わせていただきました。市内には44の自治会があるわけでございますけれども、1年目、1回目はぶっ続けという形で44大字全て回らせていただいて、各大字でいろんなお話を聞かせていただきました。ほとんど市長が大字に来てこういう話をするのは初めてだという中でいろんなお話を伺い、またこういうふうにしていくべきではないかというようなご提言、またここには子どもたちがこういう形にいるから、学校に通いやすいように何とかしてくれとかいろんなご要望もちょうだいをしたわけでございます。2回目、3回目、ことしも続けさせていただきまして、全ての大字を回らせていただくという中で、1回44大字を回らせていただきますと、およそ1,500人の方々と直接対話をしていくという形になりまして、市民の皆さんがどういう思いでいらっしゃるのかということをお聞かせいただくことができた。しかし、毎回行くたびに、市長、この間要望したのにそれが実現できていないじゃないかというお話も伺うわけでございます。そんなときに、私は皆さんの声を聞かせていただくことはもちろん当然でございますけれども、それが葛城市の限られた財政の中で優先順位をつけて市政運営をしていく。その中ですぐ取り組めること、取り組めないことがある、そのことを理解していただきたい。44大字の中でうちが一番だという思いはどこの大字でも一緒です。ですから、我々も担当者とよくよく話を聞きながら、住民生活に支障の来すような事象から先に優先的に取り組ませていただきたいということでお話をさ

せていただいております。これはもう来年も引き続き声を聞いていく、これは大事なことだと思ってやっていきたい、そのように考えております。

さて、事業の取り組みでございますけれども、これは合併をしたときからの約束であり、私も引き継いだわけでございますけれども、学校の耐震化、市内2つの中学校と5つの小学校の校舎の耐震化及び大規模改造、これにつきましては私は最優先事項として取り組ませていただき、来年3月の時点で92%まで耐震化が進むと、25年度で100%耐震化が終わるといふところまで来ております。これも引き続きやっていきますし、災害が起こった場合の最終的な避難場所にこの学校が指定をされておりますので、早く整備をして、そのあたり充実をしていけるように、また子どもたちが日ごろ生活をしている場所でございますから、いち早く取り組めるように努力をしていきたいというふうに思っております。

また、新クリーンセンターの建設、これにつきましては地元の皆さん方のご理解をいただきながら現在進めておるわけでございますけれども、工事にかかるための取りつけ道路が先だって終了をいたし、検査が終わったところでございます。これから當麻クリーンセンター、今建っておりますその解体及び来年度はこの新炉の建設というところに向かっていくわけでございます。いろいろと住民の皆さんから不安の声をいただくところもありますけれども、しっかりと環境調査というものをやりながら、半年前に環境調査の結果を報告させていただきましたけれども、引き続き1年通年の環境報告をまたさせていただきますながら、住民の皆さんに迷惑のかけることのないようにこれも努力をして進めていきたいというふうに思っております。

また、尺土駅前開発、南側の駅前の広場、これに関しましては地元の区長さん並びに役員さん、また地権者の皆さん方の理解を得ながら進めさせていただいておるところでございます。一部応じていただきました地権者のところから取り壊しも始めさせていただいておりますし、進ちょく状況を早めていけるように、これも努力をしていきたいというふうに思っております。

また、磐城第2保育所、葛城市内には3つの公立の保育所と3つの私立の保育園があるわけでございますけれども、そのうちの公立の保育所の1つ、磐城第2保育所が老朽化をしている、また人数が多くなってきているということにかんがみ、前からこの建てかえということにつきまして、いろいろと議論をいただいていたところでございます。私が市長になる前から、これは公立で建設をすべきなのか、私立にすべきなのかという議論があり、最終的に公立で建てかえるということで決定をさせていただき、本年から建設にかからせていただきました。隣接する地権者のご協力をいただきながら、広げて今年のもう建設にかかっていると、来年度の半ばには建設が完了するのではないかとこのように思っております。これは進ちょく状況をしっかりと見守っていきながら、一日でも早く完成を見、早くにご利用いただけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

また、新・道の駅の構想につきましては、これは山麓地域の皆さん方、前々から自分たちの地域の活性化というお話もいただいております。また、葛城市には酪農、花卉、米、野菜、いろんな農家の方々がいらっしゃり、生産物を出荷されておるところでございますけれども、

この皆さん方が自分たちの得意とする野菜づくりや、また生産物、それをつくって適正な価格で消費者に買っていただける、その1つの窓口をつくっていききたい。また、観光拠点の1つをつくっていききたい。また、商工業者がチャレンジをしていくスペースをつくっていききたい。そのようなお話もいただき、その1つの出口として葛城インターの付近に新・道の駅をつくるという構想を立てさせていただいた。これは前から、新庄町の時代からもあったお話を具現化してきたというふうに思っておるわけですが、住民の皆さんから出てきていただきましたワーキンググループ、また検討委員会の中でいろいろと話を練っていただき、そしてそれを実現すべく、現在協議会を設立させていただいて株式会社の設立に向けて鋭意今努力をしていただいております。この皆さん方の声を聞きながら建設に必要な用地の確保、また建設に必要な建物等の予算の確保ということにつきましては国の方に補助金をいただけるように努力をしていながら、市民の皆さんの夢実現のために努力をしていきたいというふうに思っております。

また新庄の幼稚園の中で小学校の耐震化、中学校の耐震化というものは計画を持って進めておりますけれども、幼稚園の耐震化はどうであろうかということで、ことし急遽確認をさせました。すると、公立の幼稚園の中で唯一2階建ての建物である新庄小学校附属幼稚園、この建物の耐震化率が非常に悪いと、大規模な地震が来ると耐えられないという結果が出ました。それを受けまして急遽議会の皆さん方にご報告をさせていただきながら、これを新市建設計画の中に組み込んで合併特例債を使って建て替えたいという願いを現在させていただいております。子どもたちのためにも、皆さんのご理解を得ながら、この新庄小学校附属幼稚園の建て替えに向けて隣接の土地を持っておられる方から快くお借りをできるという算段になっております。まだ最終の交渉がこれからでございますので、その結果を待ってぜひ進めていききたいというふうに思っております。

また、学校給食センターでございますけれども、旧新庄町、旧當麻町の時代から、一つずつ持っていったものが既に老朽化しております。これを建て替えたいというお話は前からあったわけですが、隣接する道路の建設等に伴って、それ以後だというお話でなかなか話が前向きに行かなかったというところもございます。建設当時は学校給食の中でウエット方式という方式を採用いたしておりました、水に濡らして給食をつくっていくという、衛生的にそれが大事だという形になっておったんですけれども、最近の方式としては、これをドライ方式、乾燥させながら、その周りの環境を乾燥させながらつくっていくという方式に変わってきておりますし、また20年前、30年前からもあったんでしょうけれども、最近はとみに食物のアレルギーというものが子どもさんの中で出てきております。牛乳のアレルギーがあったり、そばのアレルギー、小麦粉のアレルギー、いろんなアレルギーがあって、それに対応した給食を今の両給食センターではつくることができないという状況になっております。アレルギーを持ってられるお子さんに対しましては、まず牛乳が飲めないお子さんは牛乳以外のものを飲んでいただくということにしておりますけれども、小麦がだめだとかそばがだめだというようなお子さんに対してはお弁当を持ってきてもらうという形で対応しております。しかし、これを解消すべく、新しい給食センターの建設というところに取り

組んでまいりたいというふうに考えております。できましたら、これも新市建設計画の中に組み込んでいただきながら、この建設に関しましては文部科学省の補助金で建設費用の10分の1にも満たない費用、補助金しか出てまいりません。できましたら、合併特例債を充てながら、市民の負担を軽減させていけるようにご理解いただき、努力をしていきたいというふうに思っております。

事業の中で最後に挙げさせていただきますのは、JRの新庄駅の北側の架道橋の事業でございます。これは私が市会議員の時にこの建設に対して反対をしたということがありまして、いろんな大字の懇談会の中でおしかりをいただきましたし、議会の皆さん方の質問の中にも、あまえはあのとき反対したやないかいというようなお話をいただくわけでございます。当時14億円全体の事業費のうちの8億円が市の単独の持ち出しだというお話でございました。ですから、葛城市にはそれだけの財政的な余裕がないということで反対をしてきたという経緯があるわけでございますけれども、これを議会の皆さん方のご理解をいただきながら、新市建設計画の中で読み込ませていただき、合併特例債の適用をするということと、当時40%の補助事業を55%の補助事業に載せかえて、15%の経費を浮かせると、それで市の単独の持ち出しというのを2億1,000万円程度に抑えさせていただくというような形の中で組みかえをさせていただいた。これならば、ぜひ皆さんからのご要望であるJRの架道橋の建設に向けて進ませていただこうじゃないかと。また、国会議員やいろんな方々のご協力によりまして、これを国に認めていただくということができたわけでございます。これを一日でも早く住民の声に応えられるように努力をしていきたいというふうに思っております。

そういうものを始め、子育ての問題、乳幼児医療の充実であるとか、また教育の充実ということで、郷土に誇りを持ってもらえるように、小学生向けの郷土本を改正する、また中学生向けの郷土本を初めて作成をする等、郷土に誇りを持ってもらえる、新庄、當麻、関係無しに葛城市で生まれ育ったということに対して誇りを持ってもらえるようにしていこうという教育、またそれを知らしめながら観光の拠点というものをつくり上げていくということに腐心をしていきたいというふうに努力をしております。

いろんな事業に取り組んできておりますけれども、いまだ西井副議長がおっしゃったように、道半ばじゃないかということもあります。気持ちでございますけれども、これは120%葛城市の市民のために努力をしていくという思いでおりますけれども、自分の仕事がどれだけ進んだんだと、進ちょく状況でいうとどうなんだというところで言いますと、60から65、まだまだ合格点には足りないかもしれないという思いでおります。これを残り1年で70、75上げていけるようにしっかりと努力をしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、まだまだ道半ば、理想は高く持っていかなければならないという思いの中で、事業の進ちょくに進ませていただいているというところでございます。

さて、今おっしゃっていただきました防災のお話も含めてさせていただきますと、旧新庄町は有線放送、旧當麻町は防災無線という2つの制度がこの葛城市の中に共存をしております。放送の設備も新庄の方に向かっては、新庄庁舎しか出せませんし、當麻の方に向かっては當麻庁舎しか出すことができません。緊急のときにどうしていくんだというお話もいただ

くわけでございます。これを防災無線のデジタル方式で放送設備も含めて改正をしていくということになりますと7億円程度の費用がかかるというふうに言われております。この設備等に関しまして、補助金がほとんど存在しないという中で市の単独でこの7億円に余る費用を出していくというのはかなり大変な状況でございますけれども、これはこれから残り3年間という合併特例債の中で使っていけるのかどうかということは、今の段階では難しいのかなと。しかし、これに向けても努力をしていかなきゃならない。議会の皆さんと相談をさせていただきながら、来年度クリーンセンターの入札があったり、いろんな事業の進ちょく状況を見ながら、そこに充てていける予算が確保できるかどうかということその状況を見ていながら進めていきたいと思っております。

先だって終了いたしました国の臨時国会でこの合併特例債の5年間の延長、延伸ということが議論をされるというふう聞いておりましたが、残念ながら成立には至っていないと。前回の議会の中では可決、成立はされなかったというふうに認識をしております。来年、年明けの通常国会の中で出てきて審議をされると、与党、野党ともにこれは賛成だというふうに聞いておりますので、一日も早い成立を望んでおる1人でございますけれども、これが成立をいたしましたならば、いろんな事業の進ちょくも含めて議会の皆さん方にもう一度相談をさせていただき、その用途を決定していきたいというふうに考えております。

さて、今いろんなことを述べさせていただきながら、私の気持ちとしては120%だということをおっしゃっていただきましたけれども、しかしまだまだ実力不足の中で、とにかく一生懸命に動くしかないという思いで動いております。孔子の論語の中に、もう私は42歳でございますけれども、四十にして惑わずという言葉があります。不惑という言葉でございますけれども、私はまだまだ迷いっぱなしでございます。どうすればもっと良くなるのだろうか、どうすれば葛城市に財政負担をしないでいろんな事業ができるのだろうかということを考えて考えて、それでも知恵が足らぬにいろんな方のご意見を聞きながら進ませていただいております。ちょっとでも市民のためになるように努力をしていきたい、このような思いの中で動かさせていただいております。本当に実力は皆さんが思われるよりも低いかもしれませんが、命をかけて市民のために努力をしていきたい、この思いは変わらないわけでございます。今、おっしゃっていただいた言葉を胸にしっかりと前向きに、次なる年、またその1期目が終了した後、どうしていくのかということに対しまして前向きに考えていきたいというふうに考えております。長々と答弁をさせていただきましたけれども、私の現在の率直な気持ちをお伝えさせていただいたところでございます。よろしく願いをいたします。

西川議長 西井君。

西井議員 市長が私が質問をさせていただいたおおむねまとめたところを細々と事業推進の状況について説明してもらったこと、まことにありがとうございます。まだまだ尺土駅前も、また道の駅構想も、また給食センターもこれから進まなければならない事業の中と思いますが、どうか住民が、皆さん方が待ち望んでおる事業ということの中でいろいろ苦勞の点もあると思いますが、進んでやってもらいたいと、かように思うわけでございます。また市長自身、事業推進も含めて積極的な意見のある返答をいただいたと、私は感銘する1人でございます。

出馬意向についても、まだ事業が残っているということの中で出馬意思があるというふうには私は感じたわけでございます。もちろん葛城市、または自治体というものがトップ自身が積極的に強いリーダーが必要です。私は防災にも強い、また活力ある葛城市を目指す山下市長に引き続いて葛城市のトップリーダーの自覚を持って市政に取り組んでいただきたい、かように思う1人でございます。まだまだ葛城市の基盤整備もたくさんあるということの中で、2期目に向かって再度力強い意思を述べてもらい、今事業自身がまだ道半ばの中でどのように進んでいくかということから言えば、市長が継続すべきであろうと私は思います。その点、どのように、再度力強い意思を述べていただきたいとします。

西川議長 市長。

山下市長 再度そのようなお話をいただきまして、ありがたく思います。私の思いといたしましては、私のような者で、もう一度おまえやれよというお言葉をたくさんいただき、先ほど申しましたように、望外の喜びだという思いとともに、私のできるのであれば、身を粉にして市民の皆様へ尽くさせていただきたいという思いはあるわけでございます。しっかりと市政を担えるように、また皆さん方から信頼をしていただけるようにこれからも市民の声をよく聞いて努力をしていけるように頑張っていきたい。もし私にお任せをいただけるということであれば、引き続き努力をしていきたいという思いでいっぱいということでお答えをさせていただきたいとします。

西川議長 西井君。

西井議員 ただいまことに積極的な力強い答弁であったと思います。葛城市の市民のためにも、2期目に向かって住民の負託が結集するように私たちも微力ながら努力したいとします。これにて私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

西川議長 これで西井覚君の発言を終結いたします。

次に、5番、朝岡佐一郎君の発言を許します。一括質疑方式で行われます。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 皆様、おはようございます。公明党の朝岡佐一郎でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の質問は一括質疑方式で質疑を行ってまいります。

本年はさきの3.11東日本大震災の発災により、国難とも言える甚大な被害、多くの人命が犠牲となりました。さらには9月2日から4日にかけての台風12号紀伊半島豪雨災害における、県下市町村を始め、被災地各方面では土砂災害等の被害で現在においても、仮設住宅等で暮らすことを余儀なくされておられます。多くの方々に対し、お見舞いを申し上げる次第でございます。一日も早い復旧復興を心から願う1人でございます。

さて、12月9日に第179臨時国会が51日間の会期を終え閉幕をいたしました。死に体状態の菅政権のもとで成立した第2次補正予算では規模、内容などが中途半端であり、被災地が一日も早くと求めていた本格的な復興事業が先送りにされてしまいました。11月21日、ようやく第3次補正予算が成立しましたが、こんなに遅くなったのは民主党政権の怠慢でしかないわけでございます。予算案の国会提出が第2次補正予算成立の7月25日から3カ月もたった

10月28日と著しく遅かったからでございます。予算成立のおくれは、被災地にさまざまな影響を及ぼしています。被災地の皆さんの気持ちを考えると、民主党の政権与党としての自覚のなさ、責任のなさ、スピード感の圧倒的な欠如に強い憤りを感じるわけでございます。遅い、鈍い、心がない民主党政権は絶対に許せないわけでございます。

この第3次補正予算は総額で12.1兆円、被災地の復興を地域が主体的に進めていけるよう後押しする復興交付金の創設を柱に、原発事故の対応や各分野における防災機能の強化に対する拡充措置等が盛り込まれ、復興関連法を始め、本格的な復興に向けてさまざまな我が党の提案を反映させ、成立を見ることになりました。政府は遅い、鈍い、心がない、このような対応を改めて速やかに被災地の目線に立った懇切丁寧な予算執行に必至で取り組んでもらいたい、このように思うところでございます。

本県においても、五條市、大塔町、また吉野郡十津川村、野迫川村等を始め、多くの被災地域へ本格的な復興に向け、今県議会では大幅な復旧復興事業に関わる補正予算が上程され、審査をされているところであります。インフラ整備を始め、今後復興財源を確保するには税制の抜本的な改革が議論されるところでありますが、税制の抜本改革に向けては持続可能な社会保障の確立へ、社会保障のあるべき姿を早急に国民に示し、その上で社会保障と税の一体改革を進めることが求められます。

一方、民主党政権は2009年衆議院選で消費税は4年間上げないとした公約を破り、消費税増税を先行きさせている議論は契約違反であり、到底容認できるものではない、このように思うところであります。その上で税制の抜本的改革に当たっては、普段の行財政改革の推進、歳出の無駄排除を徹底に図ることとともに、景気の経済状況を十分踏まえた上、対応していくことが課題であります。本市においても、まちづくりの指標である新市建設計画にある多くの事業や急速に進む少子高齢化社会に対応できる施策の拡充など、不透明な経済状況の中で市民の安心安全な暮らしを守るための行政取り組みについては一層行財政改革に努めながら、事業の推進を図っていく必要がうかがわれるところであります。

このような抜本的な税や社会保障の改革が議論され、一方では国全体として復興支援に向けて、税体系全般の整合性を図る検討が進められている中において、平成24年度予算編成を取り組んでいく地方自治の役割はさらに地域主権改革とともに、権限委譲を推し進められ、地域の実情に沿った施設の運用、また運営が図られることになり、地方自治の舵取りが極めて重要になっていくところでございます。

現在各所管では、各部局において、平成24年度の各事業に対する予算の確保をする議論が行われているところでございますが、市民生活に反映されるさまざまな取り組みを考慮いただきながら検討いただいていると思われませんが、そこで各施設における今後の予算編成に対するご見解を問うてまいりたいと思います。

まず、以前から決算審査の折にも指摘をさせていただきました本市の歳入の根幹である市税の収納における納付環境の拡充についてであります。

これまでの議論では、普通徴収において、現在は上下水道料金における徴収システムが金融機関や各庁舎窓口納付以外ではコンビニで納付ができる環境を整備しており、市税等国保

料や介護保険料等は料金収納システムの開発ができていないため、金融機関、庁舎窓口納付に限られておると、このようなご見解でございました。県下12市においても、コンビニ納付の環境に対して、また休日の納付や夜間の支払いが可能であるコンビニでの納付の推進をしている自治体が多く見受けられる。このような収納率の向上の観点においても、納付環境の拡充は重要な課題とお伺いするところでございますが、当局のご見解をお示し願いたいと、このように思います。

次に、平成22年度の決算委員会の質疑においてもご指摘をさせていただいたところでございますが、本年10月より既に法改正となった新たに子育て支援の柱でございます、支給をされる子ども手当制度について、その財源の確保により、給与所得者を始め、その保護者の扶養控除の一部が廃止及び削減されることとなり、15歳以下の親族を扶養する納税者が対象の年少扶養控除38万円が廃止され、16歳から22歳までの扶養親族がいる場合に適用される特定扶養控除も63万円から38万円に削減をされることとなりました。この影響により、各自治体が所得階層の定義によって定める料金体系では、所得が変わらないのに税控除が少なくなったことで保育料などの階層が変更となってしまう。このような指摘をさせていただいたところでございます。仮に3歳未満児を預ける場合では、所得税が4万円未満の第4段階では月2万4,000円の保育料金が5段階に下がることで月3万5,000円となり、月1万1,000円の増額となります。子ども手当の支給により、このような負担増となることに対して、本市において軽減措置、また対策について担当課の所見を求めておきたいと思っております。

次に、少子高齢化社会に対する行政サービスの向上に向けた施策について、これまで幾度となく質疑をさせていただいた事業に対し、平成24年度予算編成におけるご見解を改めてお伺いさせていただきます。

まず、多様化する社会問題や複雑化する経済状況下における市民の各窓口相談業務の一環である法律相談業務についてでございます。現在は月2回の実施で第2、第3木曜日に新庄、當麻庁舎で開催をいただいております。開催時間は午後1時から午後4時まで、1人当たりの相談時間は20分であり、予約が必要であります。平日の午後という開催時間、1人当たりの相談時間が20分間で弁護士の適切なアドバイスを受けることが可能なのでしょうか。相談者の中には多重債務で苦しんでいらっしゃる方や、不当な労働条件、不当解雇等離職を余儀なくされ、生活苦で悩んでおられる方、また高齢者をねらう不法な請求や劣悪な商品の勧誘など、多くの複雑な相談を持ちかけられる市民が訪れているのではと推察するところでございます。県下の各市では相談回数の拡充で対応されている自治体も多く見受けられると思っておりますが、他市の開催状況をお示し願ひ、先日試験的に開催された近畿司法書士会の協力における相談業務の状況、今後の相談業務の拡充について当局からご見解を求めておきたいと思っております。

次に、22年度から県下に先がけて実施をいただきました、子宮頸がん予防ワクチン接種事業についてであります。

平成21年度末に女性特有のがんである子宮頸がんの予防ワクチンが開発され、日本で初めて認可をされたところでございます。がん医療の進歩による予防できるがん対策として画期的な成果であり、平成21年度からがん検診の事業の拡充とあわせて実施をいたしております

検診事業とセットにして、ほぼ100%予防ができる効果が見込まれていることから、ワクチン接種の重要性に今改めてスポットライトが当たっている状況ではないでしょうか。本市では、平成21年度より健康づくり推進事業の一環として国の制度による女性特有のがん検診事業の取り組みが実施され、平成23年度においても継続する予算措置が組まれております。

子宮頸がんのワクチンの接種につきましては、任意接種により自己負担が発生することでやはり経済的な負担軽減を指摘する多くの声の中で接種料の公費助成を導入し、1割の負担で受けることができます。このワクチンは3回の接種により効果があらわれ、初回の接種から6カ月後に3回目の接種があります。この間、先に申し上げたとおり、県下に先がけてワクチン接種を平成23年2月より導入した本市でありましたが、全国的にワクチン供給の不足となり、3月からは接種ができない状況になったところであります。このような事態をかんがみて、さきに触れたように、6カ月間の接種期間を要するため、当初中学1年生から3年生までの女兒に対する公費助成の対象から23年度は経過措置として高校1年生相当年齢までと拡充措置を行っていただいたところでございます。一方、国では当初から中学1年生から高校1年生相当年齢を対象と指導をいたしております。本接種事業における現在までの摂種率をお示しいただいて、今後の公費助成対象年齢の引き上げについてご見解をお伺いしたいと思います。

次に、子育て支援策の一環であります乳幼児医療費の助成事業についてであります。本制度に対しましては、以前から質疑をさせていただいております、山下市長の示された公約の1つでもあり、平成21年度より就学前乳幼児の対象年齢から小児医療費助成制度として拡充措置をいただいて、小学校卒業までの児童に対し、歯科診療と入院治療費を対象に助成制度を導入いただいたところでございます。子育て世代の経済的負担の軽減策として、多くの市民からこの制度のあり方については評価をいただいております。平成21年度より導入いただいた制度における実績について改めてお示しをいただいて、あわせて福祉医療の施策の観点から外来治療も含めた全ての医療費までを対象にした場合についての財政状況を踏まえた今後のご見解を求めておきたいと思っております。

最後に、学校教育の安全性についてと防災教育についてお伺いをさせていただきます。

さきに述べました新市建設計画に基づき、学校施設の耐震化については平成23年度においても、各校区の校舎耐震補強が実施をいただいております。平成24年度予算編成における学校施設の耐震化工事等について、また平成24年度末の本市の学校施設耐震化率の推移についてお示しをお願いしたいと思います。そして本年9月議会で質問をさせていただきました本市教育現場における防災意識に対する教育に際し、その後の取り組みについてでございますが、これにつきましては教育長のご見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

質問は以上でございます。各所管の担当部長には明快なご答弁をよろしく願います。なお、再質問につきましては質問席から申し述べさせていただきます。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 朝岡議員の質問にお答えいたしたいと思っております。歳入確保の観点から市税のコンビニ収納等納付状況の拡充はというお尋ねでございます。

コンビニエンスストアへの収納委託につきましては、平成21年から県内各市の導入状況及び費用対効果等を調査しながら導入に向けて検討をしまいたところでございます。今回基幹システムの共同化に合わせまして、平成24年4月から導入の予定となっておりますところでございます。これによる市税におけるコンビニ収納の取扱件数でございますけれども、既に実施をされております団体の状況から勘案をいたしまして、市の取扱件数につきましては1万1,000件程度になろうというように考えておるところでございます。今後、市民の方には市税を始め介護保険料、それから保険料、保育料等を365日24時間いつでも納付書に記載のある全国どこでもの店舗で手軽に便利に納付できるようになるところでございます。また、市にとりまして納付の利便性が増すことによりまして、収納率の向上が期待できるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいま朝岡議員のご質問の所得税の税制改正における影響から、保育料の軽減措置についてお答えいたします。

平成22年度の税制改正におきましては、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分の廃止が行われたところでありますが、この見直しを行う場合、現行制度におきましては所得税や個人住民税の税額と連動しております保育料等の補助や福祉医療等に関する負担に影響が生ずることとなります。しかしながら、国におきましてはこの問題に対応するため、保育料等につきましては扶養控除等の見直しによる税額の変動を調整し、扶養控除見直しによる影響を遮断することとしております。これに伴い、保育料の算定に当たりましては扶養控除の見直し前の旧税額を計算し、扶養控除の見直しに影響が生じないように対応するものでございます。

以上でございます。

西川議長 田中企画部長。

田中企画部長 先ほどの朝岡議員の平成24年度予算編成につきましての複雑化する社会問題に対する市民窓口相談の拡充はというご質問でございます。

まず、本市の無料法律相談の状況でございますが、毎月第3木曜日に新庄庁舎、第4木曜日に當麻文化会館でお1人様20分で1開催につき9名様。年間2会場を合わせまして216枠で相談を行っていただいております。昨年度の相談実績は186件でございました。若干の空き枠があるようでございますが、通常は開催当日までに全ての予約が埋まり、空き枠のほとんどは急なキャンセルでございます。1人でも多くの方々に相談を受けていただくことから、お1人様20分をお願いをしている状況でございます。また、奈良県の中南和地区の20カ所で弁護士の先生が輪番で市町村に赴き、中南和地区の居住者の方全てが利用できる中南和法律相談センターという制度もございます。無料法律相談の問い合わせをいただいたときに既に予約が埋まっている場合や、木曜日は都合が悪い、また急ぐので開催日まで待てないという方々につきましては、この中南和法律相談センターをご案内させていただいております。こちらの昨年度の相談実績は葛城市の方のご利用は32件でございました。ちなみに1回当たり

の相談時間は20分から30分でございます。

一方、他市の開催状況でございます。奈良市が毎週月曜日、水曜日の開催でございます。生駒市が毎週金曜日と隔週の火曜日の開催でございます。橿原市が毎週金曜日の開催でございますが、その他の市につきましては、大和郡山市と天理市が月3回、また香芝市、大和高田市、葛城市が月2回の開催となっております。五條市、宇陀市につきましては中南和法律相談センターのみの対応でございまして、御所市は女性のみ相談で2カ月に1回の開催となっております。相談時間は奈良市の午前、午後の2部制を除き、いずれの市もおおむね午後1時から4時までで、相談時間はいずれもお1人様20分から30分でございます。

以上が各市の状況でございます。

また、先ほど議員の方からご紹介いただきました、本年テストケースではございますが、近畿司法書士会様のご協力を得まして、去る11月26日土曜日の午後1時から4時まで、中央公民館と當麻文化会館の2会場で無料法律相談を開催いたしました。ご相談は合わせて7件でございました。さまざまなご事情から、急ぐために次の開催日まで待てない方や、平日では相談を受けられない方もあろうかと存じます。今後弁護士会様や司法書士会様にも働きかけ、機会があれば回数を増やすことや休日にも開催することについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 それでは、朝岡議員のご質問の子宮頸がんワクチンの対象年齢についての見解はということについてお答えいたします。

子宮頸がんワクチン接種の国の補助事業は23年度末までで、中学1年生から高校1年生相当年齢を対象として実施されております。県下12市におきましては、県市長会で統一を図り、接種対象者を中学1年生から中学3年生相当の年齢とし、個人費用の負担につきましては先ほど朝岡議員の方から質問のありましたとおり、費用の1割負担ということで実施しております。葛城市におきましては、平成23年、今年度2月より、桜井市とともに県内12市に先がけて子宮頸がんワクチン接種を実施いたしました。県内12市は中学1年生から中学3年生までとして統一して実施することになりましたが、葛城市におきましてはワクチン不足等により23年3月までに接種できなかった中学3年生相当の対象者の方につきましては、経過措置といたしまして23年4月より高校1年生相当の方も子宮頸がんワクチンの接種の対象としております。現在12市のうち8市までが高校1年生までを対象にしております。しかしながら、3月末より全国的にワクチン不足に陥り、接種できない状況となっております。このワクチン不足につきましては、今年の7月上旬まで続きまして、下旬には無事に供給安全により接種の再開となりました。8月下旬には当初接種の2つのウィルスに対応できる2価ワクチンに加えまして、4つのウィルスに対応できる4価ワクチンが加わり、医師との相談におきまして選択していただき、接種していただいております。また、子宮頸がんワクチンの接種の案内におきましては、対象者に個別接種の通知を行っております。

平成23年10月末現在の接種対象者及び接種率につきましては、対象種数656人中接種実人数

368人で接種率は56.1%であります。子宮頸がんワクチンの接種回数は2価、4価ワクチンとも双方3回で初回接種から6カ月後に3回目を接種しなければなりません。2回目の接種につきましては、2価は初回接種から1カ月後、4価は初回接種から2カ月後に接種しなければなりません。したがって、子宮頸がんワクチン接種補助事業につきましては、平成23年度末までとなっていますことから、3回目の接種の公費助成を受けるためには9月末までに初回接種が必要となります。10月以降に初回接種された方につきましては、平成24年4月以降にあと1回または2回の接種が残ることになり、その接種におきましては国補助事業として公費助成とならず、1回につき約1万5,000円の負担をしていただくこととなります。現時点におきましては、平成24年度の子宮頸がんワクチン接種の国の補助事業につきましては、国の動向がまだ決まっておりません。よって、葛城市といたしましては、平成24年3月末までに子宮頸がんワクチンの接種をされ、残り1回または2回の接種が平成24年4月以降になる方につきましては、経過措置として免疫のできる回数までに、平成24年度においての12市及び近隣町の状況を見ながら引き続き公費助成を行うかの検討をしていく所存でございます。なお、平成24年度につきましては今年度の未接種者の経過措置の対応とともに、国の対象接種者である中学1年生から高校1年生相当も含んだ接種対象者として12市で統一することで市長会におきまして協議いただき、国、県、近隣市町の動向を見ながら子宮頸がんワクチン接種の継続した公費助成の検討をしまいたいと思います。

以上でございます。

西川議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 朝岡議員の乳幼児等医療費助成制度における対象年齢引き上げについての見解のご質問にお答えをさせていただきます。

乳幼児等医療費助成制度につきましては、合併協議事項の中で子育て支援の一助として平成17年4月より県に先がけ、所得制限を撤廃し、一部負担をお願いしながらも幼児医療の対象者を就学前までに引き上げ、市単独の事業として入院、通院も含め、医療費の助成範囲を拡大して実施してまいりました。そして、奈良県の子育て支援の施策の中で乳幼児医療制度の一部改正が行われ、所得制限はあるものの、平成19年8月から就学前までの児童の通院にかかる医療費にも助成範囲が拡充され、実施されることになりました。そのことにより、今まで市単独で行ってまいりました事業費にも県補助となることから、市の財政負担が軽減されたものでございます。

このような状況の中で小児医療費助成制度の導入を検討する上におきまして、年齢を小学校卒業までを対象として、医科、歯科の外来、調剤、入院の全てを医療費対象として助成を行えるかどうか、財政面からの検討を行い、市を取り巻く財政状況を照らし合わせながら、長く続けられる制度として、歯科外来と入院を対象とした小児医療費助成制度を平成21年4月からスタートしたものです。この小児医療費助成制度における現在までの実績について、平成21年度の決算額では449万2,967円となっており、そのうち入院が233万9,217円、歯科外来が215万3,750円で全児童数2,252人のうち、2,044人の受給者数となっています。平成22年度の決算額では524万8,410円となっており、そのうち入院が186万5,720円、歯科外来が338

万2,690円で全児童数2,253人のうち2,034人の受給者数となっています。平成23年度は520万円程度の決算見込額を見込んでおります。

ご質問の対象年齢を引き上げた場合の財政負担がどの程度になるかを試算いたしました。まず現在の制度で対象年齢を中学校卒業まで引き上げた場合は約500万円の追加が必要となります。次に、この制度の対象となる医療費について、医科、歯科の外来、調剤、入院の全てを対象とした場合に、対象年齢を小学校卒業までとすると、約2,900万円の追加が必要となります。また、中学校卒業までに拡大すると、小学校卒業までの追加金額に加えて約1,800万円の追加が必要になると考えております。

追加の金額が大きくなるのは、全ての医療費を対象とする場合と、歯科外来と入院を対象とする場合とを比べ、その結果約2倍から3倍の医療費が見込まれるためです。乳幼児医療制度では、福祉医療施策としての役割に加え、少子化対策、子育て支援策として位置づけられ、子育て家庭の経済的負担の軽減という重要な役割を担っており、できる限りの拡充が望まれるところですが、市の財政は健全性を維持しているものの、依然として厳しい状況にあります。今後の医療保険制度の動向を注視しながら、子育てに対する負担を少しでも軽減できるように財政状況を十分に勘案した上で適切な時期を待って拡充について考えていきたいと思っております。また、あわせて小児医療費助成制度の対象となる方には、できる限りご利用いただけるよう、この制度の周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

西川議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 それではただいまの朝岡議員、学校教育施設の耐震計画についてのご質問にお答えいたします。

平成24年度の学校施設の耐震計画は新市建設計画に基づきまして、新庄小学校の北中棟校舎、北東校舎と磐城小学校屋内体育館の地震補強、大規模改造工事の予算を計上の予定をいたしております。平成24年度工事終了後の耐震化率につきましては95.7%になる予定でございます。また、平成25年度の忍海小学校校舎と白鳳中学校屋内運動場の工事終了後に耐震化率が100%になる見込みでございます。

以上でございます。

西川議長 教育長。

大西教育長 防災教育の強化につきまして、私の方からご回答させていただきます。

この件につきましては、朝岡議員の方より9月議会でもご質問いただいております。その後の防災教育の取り組みについてご説明申し上げます。

各学校におきましては、火災、不審者、地震等に際して適切に対応できるよう、毎年それぞれの個々の災害に対する訓練につきましては葛城市消防署等々のご協力をいただきながら実施しております。それとともにさまざまな災害に備えての対応マニュアル、これも策定しておるところでございます。9月議会でご答弁させていただきました、登下校時や学校での学習中の地震につきまして、既に各学校では、これは平成18年奈良県学校地震防災教育推進プランが策定されております。これをベースに対応マニュアルの策定に取り組んでおりまして、

教育委員会といたしましても今後各学校のマニュアルをそれぞれ比較検討しながら、より一層適切なマニュアルを策定に向けて指導を行ってまいりたいと、このように考えております。その上で保護者の皆様にご理解、ご協力をいただけるよう、周知を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

加えて、毎年学校訪問を実施しておりますが、今年もこの11月に実施いたしました教育委員並びに教育委員会事務局職員によります幼稚園、学校訪問に際しましては、特に今年は危機管理体制をどのように進め、緊急時にどう備えているかということの説明を求め、各園、校の考え方、進ちょく状況の把握にも努めたというところでございます。その中で、各園、各学校それぞれ危機管理意識の向上が図られ、さまざまな工夫がなされていることが明らかになりまして、ご心配いただいております防災教育の面でも着実かつ充実に向けて取り組みが進んでいると、このように承知をしております。

この防災教育の取り組みの面でございます。それぞれ今年1年間のこの状況に合わせて学校長の講話の中、学級指導の中での例年以上の取り組みを進めておるところでございますけれども、顕著な例としまして1つ2つご紹介いたしますと、まず新庄小学校では2名の教員がこの夏期休業中に東北大震災被災地でのボランティア活動に参加したというところがございます。復興支援に汗を流しつつ、みずからの目と耳で捉えた現地の様子や被災者の方々の生の声を2学期を迎えて児童に伝え、貴重な学習の機会を設けてくれたというところがございます。現地に赴いて、被災者の方とともに復興に力を注いだ者でなければ語れない言葉、児童の心を捉え、災害について深く考えさせる機会となったということに違いないというふうに考えております。

また、白鳳中学校の方では既に市の広報でもご紹介させていただきました。9月、紀伊半島南部の台風により、甚大な被害を受けました十津川村の中学生に対する募金活動、校内はもとより、磐城駅、当麻寺駅、市役所當麻庁舎でこの活動を行いました。事の発端は、かつて明治の時代に十津川村の方々が大水害に遭われ、北海道の新十津川村に移住される際に、本市を通行され、その折に竹内地区の方々が炊き出しをされて励まされたということを地域の学習を通して学んだことがきっかけだというふうに聞いております。中学生も郷土の先人に習い、少しでも十津川村の中学生を支援したいとの願いから、今回のこのような募金活動へと発展したということでございます。

これらの事例は直接的には防災訓練のたぐいとは異なりますけれども、災害の恐ろしさに触れることで、平素からの準備が欠かせないこと、また災害を乗り越える最も大きな力となるのは、人と人との絆であることを深く学んだと、広い意味で重要な防災教育の1つであると考えております。

以上でございます。

西川議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいまは教育長並びに各所管の担当部長より今後の取り組みについてあわせてご所見を伺いました。大変前向きなご答弁でございました。ありがとうございました。平成24年度の予算編成においても十分精査をいただいて、各質問させていただいた事業について前向き

にご検討願うことを求めておきたいと思います。

さて、今質問をさせていただいたことを含め、総括的な見地から市長にご答弁をしていただきたい、このように思います。

市長はこれまで予算編成に基づくまちづくりの指標として、明るい葛城市づくりのための5カ条を定義され、市長就任以来葛城市民のために日々至誠を尽くし努力をされておられます。心から改めて敬意を表すところでございます。今、各担当部長の方からご答弁をいただいた事業1つ1つとっても、国の制度改正に伴う施策もあるわけでございますが、いわゆる市長が提唱をされている明るい葛城市づくりのための5カ条に沿った事業の一環であると私は思っています。しかしながら、事業の継続や拡充についてはその財源の確保も重要な課題であるわけでございます。交付税の算定替や税と社会保障の一体改革における負担と給付のバランス、また少子高齢化対策についても、これからのまちづくりにとっては大きな課題となる、このように思うわけでございます。

平成24年度のことにつきましては、先ほど私の前の西井副議長から質疑がございましたように、市長の任期が満了となる改選が行われる年度であるわけでございます。ここで改めて、4年目を迎える平成24年度の予算編成に対して、明るい葛城市づくりのための5カ条を指標とした過去の事務事業における市政運営に対する成果を検証した中で、任期を迎える年度、さらには将来のまちづくりに対する市長のご所見をお伺いさせていただきたいと、このように思います。

西川議長 市長。

山下市長 朝岡議員の方からのご質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思います。先ほど西井副議長の質問の中で5カ条に沿っての答弁をさせていただいたところではございますけれども、私の思い、また財源確保に向けての意気込み等につきまして述べさせていただきたいというふうに思っております。

私が各大字の懇談会、タウンミーティングにおきまして、今年のタウンミーティングで一番最初に申し上げさせていただいたことは、災害に対する備えをいたしましょうという呼びかけでございます。葛城市は、私が市長に就任をさせていただいてから、農協、またコメリ、ダイードリンコ等協定を交わし、また葛城市の建設業協会、奈良県電気工事工業組合の皆さん方とも協定を交わしながら、災害に際しての備えというものにつきまして、最善とは言えないまでも、取り組んでまいりました。しかし、実際に災害が発災した場合に皆さんのところにその物資を届けることがかなわないかもしれないということについて、各大字の懇談会の中でお願いをしていったわけでございますけれども、それは一人一人の備え、また大字における備えを日ごろから考えておいていただきたいということでございます。もちろん、私は住民の皆さんから選んでいただき、仕事をせよと言われておる立場でございますから、粉骨砕身努力をする、また市役所の職員は住民の皆さんからお預かりをした税金でお給料をいただいておりますから、市民のために働くのは当然のこととは思いますが、しかし私が1人頑張っても、市役所の職員が頑張っても、葛城市の状況が少しはよくなるかもしれませんが、やはり住民の皆さんの思いが結集をしないと、まちというも

のはよくなるだろうと。災害のときに、今年は絆という言葉が多く出てまいりましたけれども、人と人とのつながりがあってこそ、まちはよくなっていく。さらにお互いを気遣えるまちづくりになっていくんだというふうに思います。その受け皿としての葛城市、それは私が財源をしっかりと確保しながら、将来にわたって赤字にならないようにしっかりと舵取り、議会の皆さんにチェックを入れていただきながら進ませていただく、これはしごく当然の話であろうと思いますけれども、住民の皆さん方にも、このまちを大事に思ってもらえるように努力をしていくことが必要であろうというふうに思っています。

山下が3万6,000歩歩くよりも、3万6,000人で1歩歩くその尊さをわかっていただけるように努力をしていくことが私の役目であろうというふうに思っております。当然私も努力をして財源確保、また事業推進に取り組んでまいりますし、今先ほど朝岡議員からご提案のありました各事業、当然全て取り組みたいという思いはあるわけでございますけれども、しかしながら、裏付けのない事業をやりますと言ったって、後々の住民に迷惑をかけるだけのことでございます。しっかりと財源を確保しながら、またこれだけであれば葛城市単独でやっても大丈夫だということを、予算を編成する際にしっかりと見きわめてそれを葛城市に将来的にわたって住民の皆さんに迷惑をかけないように努力をして確保に努めていきたい。あれをやります、これをやりますというところは、今ここでは言えませんが、できる限り住民の皆さん方が葛城市に住んでよかったなと思える状況を創出していくことを引き続き努力をしてまいりたいというふうに思っております。また、我々というか、理事者側が出してまいります案等に対しまして、朝岡議員始め、議員の皆様方にもしっかりとご理解をいただけるように説明を申し上げ、これからも進んでまいりたいというふうに思っております。どうかご協力をいただきまして、葛城市民のために引き続き努力させていただきますように、ご協力、再度求めまして、私の答弁にかえさせていただきますと思います。

2期目等につきましても、先ほど申し上げましたように、皆さん方からご支持をいただき、引き続き仕事をしっかりとせよということでございましたなら、ご信託いただけるように努力をし、その立場になれるように皆さん方のご協力をいただけるような器になって努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいまは市長から力強いご所見を伺いました。平成24年度様々な事業を私、質問をさせていただきます。そういった予算編成を組むに当たっても、また将来にわたっての財政運営を踏まえた上で、引き続き市政運営を図っていきたい。また、この24年度の予算編成についても、暫定ではなく本予算を組んでしっかりと財政の健全な市政運営を取りはかしていきたい、このような思いを込めたご所見をお伺いさせていただきました。なかんずく、私の後ろから聞いていただいております議員諸氏の皆さん方、また傍聴席の方から質疑の内容を聞いていただいている市民の皆様方について、平成24年度予算編成に際し、さらには任期を迎えることに当たってこれからの市政運営に対する山下市長の意識、すなわち2期目へ向けて力強い思いが伝わったのではないかと、このように思うところでございます。

我が国の地方自治における議会制民主主義のこの二代表制では、その立場、お互いの立場が違いがあるとはいえ、市長も、また私も議会議員もこの任期があるわけでございます。任期満了に伴って、選挙によって市政の壇上に立たせていただいております。今、市長からお伺いしましたことを聞きますと、多くの市民から負託を受けて、再び明るい葛城市づくりのための5カ条の指標のもと、まちづくりが推進されていくことも、これからの山下市長の市政運営が推進されることも大いに期待をさせていただいております。

ともあれ、24年度につきましては先ほど少し壇上でも触れましたけども、地域主権一括法という法律が制定をされて、それに基づく国、都道府県から市町村へ権限委譲となる多くの条例改正制定等、自治体の作業負担が増えていくわけでございます。

最後に、市長を中心に職員一丸となって、将来にわたり安定した市政運営を図るさらなる行財政改革に挑まれることを求めていると思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

西川議長 これでは、朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時26分

再 開 午後 1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、春木孝祐君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、春木孝祐君。

春木議員 日本共産党の春木孝祐でございます。よろしくお願いをいたします。本日は2つの課題について質問をさせていただきます。

最初は葛城市が行っている事務事業について、平成19年に策定されました葛城市地球温暖化対策実行計画が今年度で終了することを受け、現在検討を始められております平成24年度以降の実行計画についてであります。

2つ目は再生可能なエネルギー、これは自然エネルギーとも呼ばれているものです。あるいは、日本で独特に定められている新エネルギーなどの公共施設への導入についてであります。この2課題は密接に関係したものであり、6月議会の一般質問で取り上げさせていただきましたが、積極的な答弁をいただいているものであり、その続編とも言うべきものでございます。具体的には質問席で行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

西川議長 春木君。

春木議員 それでは、早速新しく検討をしていただいております葛城市地球温暖化対策実行計画の策定方針についてお伺いをいたします。

平成22年に改正された地球温暖化対策推進に関する法律を受け、新しい実行計画を策定する準備をされているところでありますが、対象とされている事業、温暖化ガス削減目標など、基本的な方針についてご説明をください。

西川議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 ご質問の地球温暖化対策の推進に関する法律は平成10年に制定されました。葛城

市では、この法律に準拠いたしまして、平成19年度に葛城市地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化防止を推進してまいりました。ご質問にもございましたように、平成22年度に法改正が実施され、新実行計画の策定が必要になってまいりました。従前の実行計画は本年で5年目を経過しようとしており、その計画では温室効果ガスを3%削減する計画となっておりました。本年6月議会におきましてご報告させていただきましたように、平成22年度におきましては、市役所内の冷暖房温度の設定、昼休みの消灯等の取り組みの実行、0.8%の削減であったものを一般廃棄物の焼却から排出される温暖化ガスなどを総合的に算出した結果、約15%削減されたと推定され、葛城市では結果的に7%の削減が達成できたこととなります。その結果を受け、改めてごみの減量化は地球温暖化対策に有効な手段であると認識したところです。

今年度はこの新温暖化防止計画策定に向け、更に有効な手段を模索していくために、県下の各市の取り組み状況なども参考にさせていただき、平成24年度において、この新温暖化防止実行計画事務事業編ですが、それを策定したいと思っております。新実行計画は平成24年度を起点とした5カ年の計画で、対象事業は従前の葛城市における委託事業を除く事務事業全てと新たにごみ焼却事業をつけ加えることとしております。

また、新焼却施設の稼働以降は新たな分別収集品目といたしまして、容器包装プラスチック等も計画しておりますが、このことはごみの減量化、ひいては温室効果ガスの削減には大いに期待しているところです。また、地球温暖化防止には新エネルギーの導入が欠かすことのできない柱の1つでございますので、各施設への導入につきましては各部署及び葛城市新エネルギー導入検討委員会とも十分協議を行い、推進したいと考えております。この新エネルギー導入では相当量の温室効果ガスの削減が可能であると考えております。そして6月議会でご報告申し上げました緑の分権改革に関しましては、企画書の採択は見送られましたが、また同様の募集がございましたら応募したいと思っております。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 ご答弁、ありがとうございます。3%の削減目標に対して、結果であれ、7%もの削減が達成されたことは評価されてよいことだと考えております。新しい計画につきましては、推進事務局でできるだけ早い時期に策定できるようご努力をお願いしたいと思います。

次に、削減目標達成のための推進方法については現在の責任者でもありますし、今後も責任者として予定されておられます監理総括者の副市長にお聞きしたいと考えております。

先ほどの答弁で緑の分権改革の企画書の採択は残念なことであったと思いますが、都市整備部で進められております吸収源対策公園整備事業でも削減効果が期待されておりますし、焼却ごみの減量に加え、答弁いただきましたように、新エネルギーの導入の削減効果が大きいと期待されるところだと思います。新しい計画の温暖化ガスの削減目標についてお決めになられたでしょうか。また、現在の推進体制では十分機能したとは言えないと思います。目標達成に向けた推進方法についてもご答弁いただきますようお願いを申し上げます。

西川議長 副市長。

杉岡副市長 ただいま春木議員からいただきました質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。

平成10年に施行されました地球温暖化対策推進に関する法律に基づきまして、前回第1回の葛城市におきます実行計画を立てさせていただきまして、さらに今お示ししていただいておりますように、平成22年3月3日には地球温暖化推進に対する法律の施行令が改正されました。また、今年の6月24日に改めまして地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されておるわけでございます。その改正内容につきまして、私どもの手元にはその改正の骨子、情報等は届いておらないわけでございます。また、改正に対します説明会も開催されておらないわけでございます。非常に情報が乏しゅうございます。しかしながら、おおむね前回は踏襲した形で作成をするというふうを考えておるわけでございます。しかしながら、昨晚この件に関しまして、なぜ国の方から資料が届いていないかということになりますと、11月下旬よりも、ご存じのように南アフリカ共和国で開催されております気候変動枠組条約締結国際会議におきまして、京都議定書の延長、この拘束力ある新たな枠組みを合意したと、昨晚の報道にそういうことがありまして、11日に閉幕をしたというふうなことでございます。

また、片や日本はその議定書の枠組みに参加せず、自主的な対策を実施するというふうなこのような報道もなされておるわけでございます。このような国際会議の変遷を掲げまして、国ではその基本方針を定められ、またさらには県でも実施計画が定められるわけでございます。そのような定められます資料を入手いたしまして、葛城市が実効ある計画が立てられますように推進会議を進めてまいりたいと、このように考えております。

さらには、実効ある推進体制をどのようにするかというふうなご質問でございますが、今まで全部対象に私が座長を務めまして策定会議を進めてきたわけでございますが、今度は更に掘り下げまして、現場を担当しております課長の声も十分酌み取りましてその計画に反映させていき、実効あるものに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 C O P 17が昨晚そういうニュースが入ったということで、実は非常に残念に私は思いますけれども、日本が脱退をすると、こういう非常に恐れていた事態が発生したということを知りまして、かなり憤りを感じているところでございますが。私が日曜日に読みました毎日新聞での社説を少し、まだ結論が至っていない時点での社説でございますけど、どういうふうに述べているかちょっと紹介させていただきますと、「新枠組み作りを急ごう(C O P 17)」という表題で拾い読みですけども、できるだけ早く次の国際的枠組みを構築し、温室効果ガスの地球規模の削減が進められるよう、各国が最大限の努力を尽くすべきだ。いずれにしても新枠組み開始のおくれは高いツケとなって私たちに返ってくるおそれがある。国連の専門機関の分析では、産業革命前に比べて気温が2度以上上がると、地球は干ばつなどの深刻な悪影響を被る。日本も第2約束期間による削減義務を拒否するだけでは無責任だ。新枠組みまでの移行期間にも国内外の削減に最大限の力を尽くす必要がある。新しい国際ルールづくりにおける発言力を高めるためには国内での削減にも積極的に取り組む必要がある。来年か

ら始まる再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度なども利用し、着実に進めたい。こういうふうに社説では載っておるわけであります。私はもっともなことだと考えるわけですが、小さな葛城市とはいえ、温暖化ガス削減に向けて、できることを着実に目標に掲げ、やっていくことが非常に大切であるし、その効果をやはりトップが把握をし、職員だけではなく市民に発信していくことにより、啓発にもつながり、葛城市全体として大きな成果を上げていくことになるのではなかろうかというふうに強く思うわけであります。ですから、国の動きは動きとして、ぜひ葛城市として持てる、実際に行える、そういう削減目標を持っていただいて、積極的に取り組んでいただくようにぜひお願いをしたいと思います。

また、推進体制ですけれども、本当に各部ごとに実際の目標を掲げていただくと同時に、やっぱり、例えばエレベーターをとめたら、そういうことをやればどれぐらいの削減になったのかということも具体的に取り組んでもらったことに関してどれほどの効果があるんだということをよく知るといふこと自身が、やはり取り組んでいる職員あるいは協力している市民にも伝わっていくものであると思いますので、よりきめ細かい実行体制を重ねてお願いするものであります。どうもありがとうございました。

では2つ目の課題、再生可能なエネルギー、先ほど言いましたように、いろんな呼び方をされておりますけれども、当市におきましても、公共施設への導入について今年6月に副市長を委員長とする葛城市新エネルギー導入検討委員会というものが設置されたところであります。その後の委員会の活動状況、あるいは基本的な方針などをお聞かせいただきたいと思います。

西川議長 市民生活部長。

松浦市民生活部長 春木議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。平成23年6月に葛城市新エネルギー導入検討委員会を設置いたしました。その目的は地球温暖化防止等の観点から新エネルギーの導入を検討するために葛城市新エネルギー導入検討委員会を設置するとしており、委員長には副市長、副委員長には市民生活部長を、委員には全部長をもって構成をいたしております。

新エネルギーとして大きく分けますと、熱利用分野と発電分野に区分されております。熱利用分野では太陽熱利用、バイオマス熱利用など、他方、発電分野では太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模の水力発電などが考えられております。委員会の方針としてはまだ結論は出ておりませんが、葛城市の地域特性も勘案しながら太陽光を熱源として熱利用、あるいは発電なども十分熱効率が図れるかなど、今後も種々検討してまいりたいと思っております。

また、現在の公共施設の導入の可否、あるいは新市建設計画に即して建設される新施設につきましても、新エネルギーの導入が可能かを検討してまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 どうもありがとうございます。原子力発電の安全神話が崩れた今、世界的には新エネルギ

一の導入が急速に進みつつあると思います。それにつれ、さまざまな技術開発がなされているところであります。当市ではまだ始まったばかりではありますが、全ての事務事業で導入の可能性の検討を始めていただいているところでありますが、実際に公共施設への導入について具体的な導入の計画をされている施設や、あるいは具体的に検討をされている事例についてご報告を求めたいと思います。

西川議長 池田上下水道部長。

池田上下水道部長 自然エネルギーの導入につきましては、上下水道におきましてはさきの議会においてお示しいたしました水道ビジョンに基づきまして中長期的な水道施設の改修の計画をやっております。その改修におきまして未利用エネルギーの有効利用を考えております。

1つ目は太陽光エネルギーを利用した太陽光発電、そして2つ目は水圧等の水のエネルギーを利用したマイクロ水力発電、3つ目は風を利用いたしました小型風力発電、以上3つの未利用エネルギーを改修時に導入の検討をやっております。

以上です。

西川議長 春木君。

春木議員 すいません、1つ1つやらせていただきたいと思います。今、部長よりお答え、非常に簡明なご答弁をいただいたわけであります。この老朽化している水道のさまざまな施設の改修は今非常に急がれているんだと。その際に3つのエネルギーの導入を検討したいということであります。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

申し添えさせていただきますけれども、今部長の方から100キロワット以下のマイクロ水力発電というお言葉が出てまいりました。これは水力発電を葛城市の持っておられまず浄水場などの施設で導入しようということをご検討いただいた結果、やはり葛城市の規模では、そういうマイクロ水力発電しかでき得ないのだということの結論の上に立ってのお話でございます。

一方、1,000キロワット以下ということで小水力発電ということが言われているわけですが、大規模発電は大きなダムを使ってやっている発電、これは非常に環境破壊にもつながっておりますし、これ以上至るところでダムをつくっていくというのは、もはや見通しがございません。そういう意味でいくと、ダムでせき止めるんじゃなくて、川の流れを流れ込み方式で発電をしていく、そういう小水力発電と呼ばれる発電が今盛んにいるんなところで始まっているところであります。

葛城市で本当にできるかどうかは、私もまだ調査をしておりませんが、非常にこの地形から考えて、あるいはまたため池だとか、砂防ダムであるとか、さまざまなことを考え合わせると、農業用水もございまして、そこその規模の発電がひょっとしたら可能かもしれないというふうに期待をしているところです。ぜひ検討委員会で知恵を絞っていただいて、そういう発電ができないかどうかご検討をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

西川議長 教育部長。

中嶋教育部長 それでは私の方から自然エネルギー、あるいは節電という観点からの、教育施設でどういった取り組みを行っているかということのご説明を申し上げたいと思います。

地球環境問題と申しますと、人類の将来の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題であると認識しております。学校におきましても、地球環境問題に対応するため、自然との共生、環境負荷の軽減や環境エネルギー教育への積極的な活用の観点から、学校施設のエコ化が求められております。このため、学校のエコ化につきましては、太陽光発電導入のほか、二重サッシや断熱ガラス、断熱材、節水型トイレ、省エネ機器の導入による省エネ改修などがございます。葛城市におきましても、環境を考慮した学校施設、エコスクールの整備は低炭素社会の実現に向けて学校、地域にわたる環境エネルギー教育に活用できるほか、再生可能エネルギーの積極的活用、CO₂削減効果、学校の電気代の節約にも資すると考えております。実施設計の段階におきまして、建具、ドアの全面改修、トイレの改修、照明器具の全面取り換え、特別教室の空調の入れかえ等を実施してエコ環境整備を行っております。また、エコスクール整備に係る財政支援のメニューには太陽光発電導入事業、大規模改造事業、屋外教育環境施設の整備事業などのメニューなどがございまして、葛城市におきましても、学校の耐震化と並行して老朽化によります大規模改造の補助を活用して、エコスクール整備、建具改修、高气密、高断熱を図る、あるいは空調設備の改修、高効率型照明にかえるなどの対策を行っております。

平成24年度に予定しております新庄幼稚園改築につきましても、小中学校と同じく高气密、高断熱な設計とし、照明につきましても、高効率なものを使用する等、エコに配慮した実施設計を心がけたいと考えております。また、自然エネルギーを利用した設備の設置につきましても考慮いたしたいと考えております。また、新しい学校指導要領におきまして、小学校の社会科では節電などの資源の有効な利用、小学校理科では光電池の働き、電気の利用、中学校ではエネルギーの有効利用の大切さについて記述されております。葛城市におきましても、さまざまな学習の機会を利用して環境に対する意義を高めるよう、学習してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 詳しいご答弁、ありがとうございます。今まで学校の耐震化に際し、大規模改造の補助を利用してエコスクール整備を既に行われているとのこと。また、予定されている新庄幼稚園の改築についても、エコに配慮した実施設計と自然エネルギーを利用した設備の配置について考慮したいとのことでした。また、いただいた資料では大規模改造の補助率は3分の1、太陽光発電導入事業の補助率は2分の1となっております。ぜひ積極的なご検討をお願いしたいと思います。

一方、災害時の避難所となる施設を多く持っておられます。災害時はライフラインの確保が大切であります。また、ご答弁にありましたように、学校では環境教育に取り組みされており、節電、光電池、エネルギーの有効利用などが新しい指導要領に記述されているということでございます。子どもたちに見学してもらえる施設をより多く建設するよう、またこれも導入委員会でのご検討を要望するところでございます。どうもありがとうございました。

西川議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 クリーンセンターの余熱利用について検討しておりますので、その点についてご報告をさせていただきたいというふうに思います。

今、葛城市が建設しようとしているクリーンセンターのような焼却施設を熱回収施設といいます。循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として整備をする場合、発電効率または熱回収率が10%以上であることが交付対象の条件となっております。熱回収施設ではごみの焼却と同時に800度から1,000度程度の高温の排ガスが発生いたします。この排ガスは適正に排ガス処理を行うために、燃焼ガス冷却設備と排ガス処理設備において200度程度まで冷却されます。この燃焼ガス冷却設備の1つとして熱交換機を利用することで熱エネルギーを回収いたします。熱交換機には空気予熱器、廃熱ボイラー、温水器などがあり、それぞれ熱交換の結果、高温、空気や蒸気、または温水という熱利用媒体を発生させます。これらの利用形態として発生した蒸気を電力に、また温水を冷水や冷媒に変換して利用いたします。このような考えのもとに新クリーンセンターでの熱回収を検討いたしております。

まず、焼却炉用の燃焼用空気加熱に利用した場合は、熱回収率はおよそ10%でございます。排ガスによって加熱した高温空気を熱源とした温水発生器による温水回収方式により、施設内の暖房、冷房及び給湯の利用を検討しております。熱回収率はおよそ5%でございます。また、排ガスは適正に処理し、煙突から排出されますが、気温の低いときなど、気象状況により水蒸気が白煙のように見えます。そのため、廃熱を利用いたしまして、水蒸気を除去する白煙防止装置の設置もあわせて検討いたしております。そして、クリーンセンター内に併設いたします剪定枝等のリサイクル施設の計画におきましては、剪定枝からバイオコークスという石炭コークスに変わる新しい燃料をつくる技術がございます。新クリーンセンター建設特別委員会では、大阪府高槻市にあります大阪府森林組合のバイオコークス加工工場の視察を行い、その施設の導入も検討を行っております。その製造過程では剪定枝の乾燥工程で400から500度、加工工程では200度の高温の熱を必要とされておりました。新焼却炉の熱利用が技術的に可能なのか、あわせて検討を行っているところです。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 1つお聞きしたいんですけども、一般にごみ発電、いわゆる焼却炉での発電ということが1つの課題になっておるわけでございます。このごみ発電というのは日本の取り決めでは新エネルギーとして位置づけられており、政府は導入目標の30%以上をこのごみ発電として見込んでいるようでございます。新クリーンセンター建設特別委員会でも視察をいたしました、最近できた橋本市にありますエコライフ紀北の焼却施設でも発電を行っておりました。一方、この発電についてはごみの減量を進めていると、ごみゼロを目指している社会、そういう観点からはある程度これは問題点があるというようなご指摘もございます。葛城市のクリーンセンター等の施設基本計画書によれば、ごみ発電についても記載をされております。また今回改めてご検討をいただいておりますので、どのような評価になっておるのか、お答えを願いたいと思います。

西川議長 市民生活部長。

松浦市民生活部長 春木議員のご質問にお答えしたいと思います。ごみ発電のメリットは熱回収施設の運営に必要な電力を賄うことで経費を削減でき、化石燃料を利用する火力発電所の負荷軽減にも寄与することで二酸化炭素の発生抑制が可能となります。また、余剰蒸気は全て発電に利用することができるため、廃熱を最大限利用することができます。しかし、市の焼却施設の規模は50トンの16時間間欠運転式と小規模でございます。小規模発電機も開発されているものの、焼却炉内に設置するボイラーは5、6億円と維持管理に多大な費用が必要と言われております。そういった技術的には可能ですが、経済性や効率性の観点から、温水利用等による熱回収が適正と考えております。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 今のご答弁でよく理解をいたしました。焼却炉の熱回収についてさまざまな検討を重ねているということであり、今後モリサイクル施設や事務所、あるいは新庄クリーンセンターの跡地利用も含めて十分な検討を進めていただきたいと思います。

今、3つの部署からご答弁をいただきました。市民生活部長、上下水道部長、中嶋教育部長には改めてお礼を申し上げたいと思います。自然エネルギーの導入というのは、よくご存じのように、人類の生活環境を破壊する地球温暖化という最大の危機に対処する施策であり、最も危険な原子力発電を遙かに超える賦存量、潜在的なエネルギー量を持っているものであるということは明白であります。自然エネルギーの導入は地域特性、葛城市という特性を活かして導入されることにより、いわゆるエネルギーの地産地消、そして地域経済の活性化をもたらすと思います。もう既に新しいエネルギー産業が、ある意味で競争が始まっていると言えると思います。葛城市においても、近い将来NPOや企業が生まれてくる可能性は十分にあります。今回、私の質疑は市の施設への導入に絞って質問をさせていただきましたが、それは行政みずからがこのことを実施することにより、エネルギーの地産地消をめぐる原動力になると思ったからであります。小規模エネルギー、分散型エネルギーが今後重要な役割を果たしていくことを申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

西川議長 これで春木孝祐君の発言を終結いたします。

次に、13番、川西茂一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、川西茂一君。

川西議員 それでは改めまして、皆さん、こんにち。公明党の川西茂一でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

本年6月、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正をされました。そして新たにスポーツ基本法が成立をいたしました。これは皆様の声を受けた公明党が議論をリードして成立させたものでございます。スポーツ基本法の成立に伴って、本市の取り組み、また将来の展望についてお伺いしたいと思います。なお、詳細につきましては質問席より一問一答方式で質問をさせていただきます。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 スポーツは世界共通の、また人類の文化である。スポーツ基本法の前文にはこのような言葉から始まります。スポーツはオリンピックに象徴されるように、国籍や言語、また生活習慣などの違いを超えて人類が共同して発展させてきた世界の文化です。スポーツを通じて、幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利です。私たちの身近にありましても、健康、体力づくりを始め、友人や仲間との交流、また家族のふれあい、地域のコミュニティづくりなど、また高齢者の生きがいづくり、健康維持などに密接なつながりがあります。明るく活力に満ちた社会、また地域の絆づくりを形成する上で欠かすことができないというふうに思います。

また、一方青少年の体力の向上、また他者を尊敬し、これと同調する精神、公平さと規律を学ぶ態度、また心を養い、実質的な思考能力や判断力を育む等、人格の形成に大きな影響があると思います。また、健康で活力に満ちた長寿社会の実現には不可欠です。国民がスポーツに参加し、運動不足を解消することにより、医療費を2兆5,000億円抑制できるとの文部科学省の試算もあります。基本法では前文にスポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進すると明記をするとともに、スポーツ振興を図るために税や財政上での措置を講じることを国に義務づけております。また、地域スポーツの振興、障害者のスポーツの促進、また優秀な選手育成などが定められ、スポーツ庁の設置についても、今後の検討事項として附則に盛り込まれております。

以上がスポーツ基本法のおおむねな内容でございますが、昨日も奈良マラソンが開催をされました。1万891名の方が全国から参加され、大盛況でした。また、本市からも職員の方が蓮花ちゃんのマークの入ったTシャツを着て参加をされておりました。本当にご苦労さまでございました。そこで本市の今後の取り組んでいただきたいことの要望と現在の状況についてお伺いいたしたいと思っております。

まず初めに教育部長にお伺いいたします。スポーツ少年団、中学校の部活の状況についてお伺いいたしたいと思っております。

まず初めにスポーツ少年団の競技種目別の団員数は現在何名登録されておりますか。また、団員数の動向についてどうですか、お伺いいたします。

西川議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございますけれども、スポーツ少年団の競技種目でございますけれども、葛城市内、野球、サッカー、バレー等19のスポーツ少年団のクラブがございまして団員数につきましては、現在422名ということでございます。団員数の動向でございますけれども、目下のところほぼ横ばいと申しますか、同じような数字で推移しているということでございます。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 同じことをお尋ねするようすけれども、中学校の部活の現状についても、先ほどと同じ内

容でお伺いいたします。

西川議長 教育部長。

中嶋教育部長 中学校の部活動の現状でございますけれども、新庄中学におきましては運動部が11、文化部が6、総数で17の部がございます。次に、白鳳中学でございますが、運動部が9、文化部が3、総数12の部が活動しております。

中学校での入部の状況でございますけれども、平成23年度ではいずれの中学校におきましても、全生徒の85%強がいずれかの部に所属して活動をいたしております。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 多くの方が部活を行っているということでございますね。それともう1点、中学校では教育の必修科目となっております柔道、剣道ですね、これの授業状況、また指導員の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

西川議長 教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの中学校での柔道、剣道の授業の状況でございますけれども、今回の学習指導要領の改定に伴いまして、中学校の1年生、2年生でかつて選択種目であった柔道、ダンスを含めまして、全ての領域が必修となりました。本市の中学校におきましては、平成24年度からの実施に先がけて、武道を履修しております。具体的に申しますと、新庄中学校では男女とも3年間柔道を、白鳳中学校では1年時に男子が柔道、女子が相撲、2、3年生では全員が柔道を履修しております。なお、これらは正規の授業でありますので、両校とも体育科教員が指導に当たっております。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 次に、もう1点、部活の外部指導者の件についてお伺いしたいと思うんですけども、この辺について担当部長はどんなふうにお考えですか。

西川議長 教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの外部指導者についてのご質問でございますけれども、平成20年の学習指導要領では前回の学習指導要領改訂で言及のなかった中学校の部活動について平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、第1章総則におきまして、第4、指導計画の作成に当たって配慮すべき事項の中で次のように記されました。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。また、家庭や地域の人々の協力を得ることを記しております。葛城市におきましては、先ほど申し上げましたように85%を上回る生徒が部活動に所属し、放課後や休日にさまざまな活動を展開しております。その指導に当たる学校では、全教員が何らかの部活動に関わり、運動能力や体力、文化的資質の向上の育成にとどまらず、学習指導要領に言

う学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、人間性の涵養に努めているところです。一方、外部指導者に指導をお願いするといったしましても、競技力や体力等の向上、文化的資質の育成面はお願いすることができましても、それ以外の部分、すなわち人間性の育成、仲間づくりといった点でお願いすることはできません。それらの部分にこそ教員の積極的な関わりが不可欠でございます。

以上から、葛城市の中学校におきましては、学校教員ができる限り指導に当たることを大前提として学校の教育課程との関連を密接に図りながら進めてまいりたいと考えております。ただ、教員も高齢化が進んでおりますのは事実であり、生徒とともに汗を流し、運動に打ち込むことが難しくなってまいります。その点を補うためにも、部活動の指導をしていただくことを視野に入れながら、市費講師の採用を行っているところでございます。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 教育部長からご丁寧なご答弁をいただきました。なかなか先生自体も高齢化が進んでおるといことで、市費も投じてこれから先を視野に入れて考えていくというご答弁でございました。どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、教育長にお伺いいたしたいと思います。

日本の子どもたちの体力とか、また運動能力が低下をしている。その要因として、運動量、特に歩くということの歩数が減っているということも言われております。また、走る、飛ぶ、投げるといった基本的な動作が非常に未習熟であるのではないかというふうなことを専門家が挙げておられます。

WHO世界保健機構で行われた活動的な身体活動調査の結果、日本の11歳児は男子で37%、女子で27%しか活動的な身体活動を実施しておらず、何と28カ国中最下位という状況です。日本の子どもたちは世界で最も運動していないという事実が証明されたということでございます。本市の状況はどうなっているのか、教育長にお伺いいたします。

西川議長 大西教育長。

大西教育長 本市の子どもたちの運動能力、体力についてのご質問でございます。ご存じのように、奈良県は全国運動体力テスト等でも一昨年行われました、非常に全国的に比べてもそういうのは落ちるとい結果、これは今までマスコミ等でも報道されております。本市の子どもたち、去年は抽出校でございましたので、市内白鳳中学校が対象校として全国にデータを提供させていただきました。しかしながら、奈良県におきましては児童生徒の体力運動能力テストというのはこれまでからも長きにわたって実施されておりまして、市内の5つの小学校、2つの中学校がそれに参加しておるとい状態でございます。細かく言えば9つの項目がございますけれども、例えば握力だとか上体起こし、体前屈、立ち幅跳び、ボール投げ等々で9項目ございます。この調査から見ますと、本市の子どもたちは反復横跳びという限られた時間の中で右、左と足を交互に揺らしながら何回できるかという、これは非常に能力といいいますか、状況は高いところであります。そうしますと、これがやはり俊敏性といいいますか、瞬発力、このあたりが非常に優れているんだなというふうな思っております。ただ、いいと

ころばかりでございまして、押し並べて葛城市の小中学生、握力が弱いと、こういう状況が出ております。そしてもう一つは投擲、ボール投げ、このあたりも若干県内の中ではちょっと能力が落ちると。さらに、立ち幅跳び、跳躍力でございますね、これが小学校の子どもたち、若干弱いところ、それから学年が進行するにつきまして短距離走、これがちょっと弱い点が出ていると、こういう状況でございます。

この結果を踏まえまして、本市の特に小学校におきましては、早くから一校一運動で取り組んでございます。今、学校では投げる力が弱いということでボール投げを積極的に取り入れたり、それから跳躍力が弱いので縄跳び、これを工夫しながらペアでやったり、個人でやったり、クラスごとでやったりとか。さらにはマラソンをやっているところもございます。さまざま子どもたちの実情に合わせた一校一運動に取り組んでいるところでございます。ご指摘の日本の子どもたちが運動能力が低い位置にあるということでございますので、もちろん将来にわたって基礎となるのは体力でございます。それまでにやはり運動を好きになるという、いつでもどこでも運動できるという、運動することに喜びを持って積極的にそうして体を動かすということを子どもたちに育てていかなきゃならないというふうに思っておりますので、幼稚園も含めまして、小さいときから運動に親しむ、運動することに喜びを感じる、こういうところで一校一運動ということに取り組んで、さらにこれを私どもとしては積極的に進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

西川議長 川西君。

川西議員 教育長からご丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。どうかいろいろと工夫をしていただいて、本当に元気な子どもさんの成長をお願いいたしたいと思っております。

次に、健康福祉部長にお伺いいたします。先ほども述べましたように、健康で活力にあふれた長寿社会を実現するためには、運動する、スポーツをすることが大変重要になってくると思っております。また、人と人をつなぐ絆ともなり、健康寿命を延ばすことにつながっていくと思っております。そこで担当部長にお伺いいたしたいと思っております。

高齢者の方がほとんどであると思っておりますが、ゲートボールの人口、またグランドゴルフの人口が本市には何名おられるのか男女別に、また現在の活動の状況についてもお伺いいたします。

西川議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの川西議員のご質問の男女別の高齢者のスポーツということでございますが、まず高齢者の方々が日々健康で過ごしていただくには、まず身近に運動をすること、無理することなく体を動かすことが大事です。そのためには、そういうふうな環境づくりが必要と考えております。昨年度は葛城市の寿連合会事業としてゲートボール大会に男子39名、女子32名の71名の方が11チームで参加されました。また、グランドゴルフ大会におきましては、男子92名、女子123名の215名で参加いたしました。県ゲートボール大会におきましては3チーム参加、同じく県グランドゴルフ大会には25名参加されまして、地域におきましても各単位の老人クラブで活発に練習などをされています。また、寿連合会とは別に葛城市新庄グランドゴルフクラブがあり、現在107名の会員がおられます。一方、各協会のゲートボール

連盟は2クラブで、男子38名、女子23名の61人。グランドゴルフ連盟におきましては、9クラブございまして、男子144人、女子176人の合計320名の方が毎週定期的に練習を行われています。クラブ登録されている人は合わせて381人でございますが、登録されていないで各地域の練習に親しんでおられる方もいますと、約3倍の1,200人だろうというような報告がされております。体育協会のゲートボールとグランドゴルフ大会は春季と秋季スポーツ大会を始め、それぞれの連盟杯、県民体育大会に出場されておられ、ゲートボール大会におきましては、今回の県大会に優勝され、翌年の全国大会にも出場されております。

このように、今やグランドゴルフはゲートボールとともに市民体育協会所属の連盟で相まって、すっかり高齢者の軽スポーツとして定着しております。また、いきいきセンターの定期教室におきましては、グランドゴルフ教室を生徒数13人で22回開催、参加延べ人数202人。ペタンク教室では生徒数21人で24回開催、参加延べ人数219人となっております。また、健康なまちづくりの一環として、健康づくり推進員と職員である保健師も加わり、簡単でいつでも家でできる健康体操を主とした健康づくり教室活動を各地区で行っております。

また、健康づくり推進員による市内の老若男女のつどい、健康ウォーキングを年1回開催されております。また、審査の健康相談など携わっていた方が、万年青年歩こう会を作り、会員または一般市民とともに月一度のウォーキングをされており、誰もが健康でいきいきしたまちづくりに取り組んでおります。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 ご丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。そこでもう1点お伺いしたいんですけども、運動を楽しむ、また生きがいとされている、こういった高齢者の方々は非常に元気なんです。またその反面、あまり運動もされずにいる方もおられます。いろんな状態があると思いますが、無理をせず、楽しみながら、だれでも手軽にできるということで、最近ウォーキングをされている方をよく見かけます。ラジオ体操をしてからウォーキングやジョギングをするということで、有酸素運動ができて健康維持にもつながっていくのではないかというふうに考えます。お住まいの近くの公園等を利用して、何名かでラジオ体操ができる制度というものはできないものでしょうか。担当部長にお伺いいたします。

西川議長 保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまご質問の、無理せず、各地区の公園などでウォーキング、いわゆるラジオ体操をしてからウォーキングができないかという制度でございますが、この件につきましては各大字の状況、また公園広場の定期的な制度利用という兼ね合いもございます。現在文部科学省が進めております、スポーツ基本法の基本理念により進められております総合型地域スポーツクラブの設立とあわせまして、このようなウォーキング、そしてだれでも身近に親しむことができる軽スポーツ、ストレッチを含めた健康体操など、どのように進めていくか、激しい競技スポーツでない運動としての高齢者の健康づくり、楽しんでいただくこと、今後、数々教育委員会とともに生涯スポーツの一環として検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 ひとつ今後の検討課題としてお願いいたしたいと思います。

もう1点、担当部長にお伺いいたします。本市の高齢者のスポーツ対策、このことについて、たくさんの事業もやっていたらと思うんですけども、具体的に担当部長からご答弁いただきたいと思います。

西川議長 保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 今後の対策でございますが、先ほど申しましたような健康づくり推進員さんの一環とか、いきいきセンターでの定期講習、また生活習慣病の早期予防、寝たきり予防ということで数々の観点から振興を図っていく必要があると思います。高齢者の方が地域で健康でコミュニティを図っていきいきと生活していただけるよう、高齢者のスポーツという観点から老人クラブのスポーツ活動の助成なり、軽スポーツの定期教室、介護予防教室におきましても、健康づくり推進員の健康づくり活動という方面で今後とも継続して取り組んでいきたいと思います。

西川議長 川西君。

川西議員 どうかひとつ前向きに捉えていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、副市長にお伺いいたします。昨年になりますが、パークゴルフ場建設について要望させていただいた折に、担当課がまたがるために、質問の折に副市長が中心になって進めていただきたい旨をお願いいたしました。12月4日に行われました第8回葛城市社会福祉大会に参加をしましたときに、その資料の中に福祉総合ステーション管理運営事業の内容の中に各施設の昨年度の利用状況が示されておりました。全体の入館数というのは少し減少気味ではありますが、プールの利用者、また一般浴室利用者等は増えている状況でした。その中でパターゴルフの利用者は大幅に減少しております。パターゴルフをされる方は福祉総合ステーションに来られた折に、天気もよいし、パターゴルフを楽しまれている状況です。言いかえますと、パターゴルフをする目的で来られている方は皆無だというふうに私は思います。パターゴルフ場の仕様を変更し、少し工事をすることでパークゴルフ場に変更することができるのではないのでしょうか。市民の方々が望んでおられることが実現できます。また、福祉総合ステーションの活性化にもつながっていくと思います。副市長のご見解をお伺いいたします。

西川議長 副市長。

杉岡副市長 川西議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思います。前回、平成22年9月議会におきまして、今申し上げましたように、パークゴルフにつきましては教育部、都市整備部、保健福祉部にまたがる質問であるから、副市長が中心になってずっと取り組んでくれというような要請をいただきました。早速川西議員からいただきました過去の質問内容を精査してまいったわけでございます。

初めてご質問いただきましたのは、平成21年6月議会でパークゴルフの紹介と高齢者の健康保持の観点から、生涯スポーツとして教育部長に、それから大淀町では黒字経営をされて

いるというふうなことから、道の駅に併設して集客施設として取り組んではというふうなことで、市長にご説明をいただいております。

次に、平成22年3月では広陵町に開設されましたパークゴルフ場を紹介いただきまして、教育部長、市長に対して再度要望をいただいております。そして、平成22年9月議会では高齢者の健康保持や生きがい対策、介護予防の観点から、ゆうあいステーションに併設してはと、具体的に場所を示してのご質問をいただいております。片や行政からの答弁は、協会認定の18ホールコースでは最低1.5ヘクタールぐらいの広い面積が必要なこと、パークゴルフ場の専用の施設となりまして、ほかの競技が併用できないというふうなことから、建設には障害があるとの見解を示させていただいております。昨年12月、日曜日であったわけですが、前回は紹介いただいております大和郡山市のニツタの森のパークゴルフ場を見学に行ってきたわけですが、その日は日曜日ということもございまして、待ち時間の方がたくさん休憩室におられました。ほとんどの人はパークゴルフを初めてやった方、それからゲートボールからの転身組と申しますか、転向組、それとグラウンドゴルフ、一緒にやっていますよという方がおられました。ゴルフよりも利用料が安いために、年金暮らしでも週3回ぐらいは利用させてもってますというふうなことで、非常に笑顔で話しておられたという印象を受けております。

一方、ゴルフ関係者の話では、年々利用者が伸びておりまして、しかしながら1人当たりの単価が低いために、収益が低いというふうなこと。もうけておるのは、固定資産税を高くとっている市だけやというふうな意見もございました。親会社の再就職の場、その雇用に役立っておりますし、いろんな大会を企画いたしまして、参加料、いわゆる参加者の獲得に努力しておると、このような意見を直接いただきました。

また、広陵町パークゴルフ場では、これはもう町営でございます。そこを視察いたしましたときには、協会公認の業種でもありますので、町外からの利用者も多く、年間2万人が利用されておると。広い駐車場も必要ですよというようなことでございます。管理費につきましては、1人の専従職員と4人の臨時雇用の職員さん、維持経費を合わせまして年間1,300万円程度が必要になってくるだろうということでございます。利用料は年間800万円程度を徴収させていただいているということでございます。建設費は1億3,000万円、まちづくり交付金事業をもって建設したというふうなことを聞いております。

次に、今提案いただいております高齢者の健康保持や生きがい対策、介護予防の観点からゆうあいステーションのパターゴルフ場を改築してはというふうなご意見をいただいております。昨年、川西議員も社協の役員会、その折に一緒に現地を見学させていただきまして、いろいろ現場を見させていただいたわけですが、パターゴルフ場は平成7年に完成いたしました。平成14年に人工芝を張りかえまして補修いたしておりましたが、その後9年が経過いたしまして、かなり痛んでおります。一部もう人工芝がめくれておるというふうな状況でございまして、傷みが激しく利用者の利用に対しましては、ご披露いただきましたように、平成15年、合併前でございます、年間1,835人をピークに昨年度はもう600人足らずと、3分の1に減っているというのが現状でございます。

早晚、このパターゴルフ場はやはり利用者の要望もさることながら、景観保持のために改修をしなければならぬというふうに考えておるところでございます。今、提案いただきましたその改修に当たりまして、市単独の財源でパターゴルフをそのまま改修するか、いやいや、急勾配のああいう地形ではありますが、新たな補助事業を獲得いたしまして、いっそのことパークゴルフ場ととして利用が成し得るか、その辺も真剣に考えてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 前向きなご答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。最後になりますが、市長にお伺いをさせていただきたいと思います。

スポーツ基本法の総括としてお伺いいたしたいと思うんですけども、本市にとって必要ではないかと思うこと、3点につきまして先ほど担当部長、教育長、また副市長にお伺いいたしました。部活の外部指導者の導入について、またラジオ体操、近くの公園でできるラジオ体操の制度について、またパークゴルフ場の建設についてお伺いをいたしました。以上の件につきまして、市長のご見解をお伺いいたしたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 川西議員からの質問にお答えをさせていただきます。まず、子どもたちのスポーツということに関しましては、教育長が答弁をいたしましたとおり、その後押しをさせていただけるように、行政としても努力をしてみたいというふうに考えております。できる限り、そのスポーツの機会をつくれるように我々も努力をしていきたいと思っておりますし、県下の市町村の中で全国大会に出た場合に、その奨励金というか派遣費用、それを旅費として全額出させていただいているのはこの葛城市だけであるというふうに、ほかつづさに調べたわけではございませんけど、近隣の中では葛城市だけであるというふうに、これは担当の者が胸張って言うておるところでございます。これをできる限り続けていけるように努力をしてみたいと思っておりますし、いずれ葛城市から日本を代表するようなスポーツ選手が出てこられるように、その後押しをできる限りやってみたいというふうに思っております。

また、お年寄りの、高齢者のスポーツ、軽スポーツというところで、いつでもだれでもどこでもできるように、どのような形で施設の整備をしていくのか、公園に行きましても見かけるのは幼児用の遊具ばかりでございます。そのあたり、例えば一部、これを高齢者用の遊具にかえていくとか、ちょっと体を伸ばせるようなものにしていくとか、そのようなことも含めてこれからまた検討をしてみたいというふうに思っております。

最後のパークゴルフ場のことにつきましては、18ホール全てが入ったところというのは市内の中で、市が保有している土地ではやはりないというふうに今まで検討してきた結果、お話をしたわけでございますけれども、ゆうあいステーション、今副市長が答弁をいたしましたように、パターゴルフ場、この改修につきまして、できてもハーフぐらいだと思いますけれども、ここの維持管理費用も含めてどのようなことができるのか、建設というか造成にどのくらい費用がかかるのかということも含めて、一度検討は必ずさせていただいて、その上

でかかる費用とこれからの利用のことも踏まえて、どうしていくべきなのかということはまだお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 ご丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。外部の部活指導者の件につきましては、少しでも教師の方の負担が軽減されることにつながればという思いで発言をさせていただきました。スポーツ基本法を活用して、応援できることはしっかりと応援すべきであるというふうに、このように考えております。私ごとですが、娘2人も中学校でバレーボールの部活に入らせていただきまして、大いに鍛えていただいたおかげで、精神面も、また体力もつき、現在病気もせず、元気に過ごしております。このことにつきましては本当に感謝をいたしております。また、ラジオ体操の件につきましてもご答弁をいただきましたが、東和苑のコミュニティセンターで月1回行われておりますフォークダンスの同好会というのがあるんですけども、少し紹介をさせていただきたいと思うんです。5年ほど前から始めておられるんですけども、当時は10名程度の会員さんでしたが、現在は約30名の方で毎月フォークダンス教室を行っておられます。このフォークダンス教室には20名程度の方が毎月集まって楽しい教室を開催されておりますけども、その中でダンスを教えてくださいの先生が現在90歳の高齢の方なんです。これはすごいと思います。だから、本当にこの先生の常におっしゃっていることは、体を動かすということがこの先生のモットーだというふうに先生はおっしゃっております。やはり本市も高齢化が高くなってきておりますように、健康寿命を延ばすということも、この制度の中で考えていただけますよう重ねてお願いいたします。

最後にパークゴルフ場の建設についてのご答弁をいただきました。本日の要望書を提出していただきました方々も傍聴にお見えになっておられます。どうかひとつ早急に、また前向きにご検討いただけますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西川議長 これで、川西茂一君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後3時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。今回は庁舎の統合についての考え方をお伺いします。なお、これよりの質問は一問一答方式で質問席にて行わせていただきますのでよろしく願いいたします。

西川議長 吉村君。

吉村議員 それでは、質問に入りたいと思います。合併から7年。8年目に入ったところですが、合

併直後より市民の皆さんから合併のメリットである経費の削減の1つとして各施設、庁舎の統合についての質問をよくいただきます。その中の庁舎に関連いたしましては、3月議会で中川議員が2庁舎制の存続についての質問をされ、その問いに対して市長は当面2庁舎制を存続していく方式を考えているとの答弁をいただいています。ただ、2庁舎制存続を言う前に當麻庁舎の建物について考えますと、耐震の基準を満たしていないというのは現状です。3月11日に発生しました東日本大震災と同クラスの地震が来れば、建物の倒壊は免れないでしょう。人の命の重大さを考えるとき、早急な対策が必要です。東南海・南海地震が高い確率で起こるとの予測の中、當麻庁舎の今後の維持管理について真剣に考えるべきではないでしょうか。市民窓口課と地域の住民にとって必要な部局においては、他の議員さんからの提案にもありますが、當麻文化会館や福祉総合ステーションの利用等を考え、市民サービス低下にならないように考慮し、その上で2庁舎制存続についての議論に入るべきではないかと思えます。耐震基準の適合の可否と経費の削減という観点からも、現状をあわせて答弁をお願いしたいと思います。

西川議長 田中企画部長。

田中企画部長 ただいまの吉村議員の耐震基準の適合の可否と経費の削減等という観点からの現状をあわせてのご質問でございました。現在庁舎の管理にかかります経費としまして、清掃、警備、設備等保守点検、緑化植栽等管理、電話交換等の委託にかかる費用とその他光熱水費、維持修繕料、また宿日直業務に関します経費等々を含めまして、平成22年度決算額で年間の経費を申し上げますと、新庄庁舎におきましては3,400万円程度、また當麻庁舎におきましては1,600万円程度の計約5,000万円の経費がかかっております。新庄庁舎は昭和61年に竣工しまして、25年を経過しております。また、當麻庁舎は昭和43年に竣工し、43年を経過しております。耐震基準におきましては、新庄庁舎は昭和56年の新耐震基準をクリアしております。この点では當麻庁舎の方が基準に達しておりません。この点につきましてはこれからしっかり考えていかなきゃならない大きなご提案だと考えております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 部長からお答えいただきまして、ありがとうございます。私がこの庁舎の統合という質問をさせていただくのには、こういった経費の削減、それから今、お答えいただきました建物の耐震ということもありますが、もう1点個人情報の管理という点におきましても必要性を感じているからです。さきの10月だったでしょうか。市民窓口課の職員がその毎日の業務の中で交通事故に遭われたということを偶然耳にしました。これはこういったことかといえますと、市民窓口課の業務として毎日當麻庁舎から新庄庁舎へ書類を運ぶ定期便なるものがありますが、その途中で事故に遭ったというわけです。運ばれている書類というのは窓口で提出された戸籍に関する書類等です。いわゆる個人情報に関わる書類ということになります。このように、個人情報保護管理が2庁舎であることで仕事が煩雑になっているのではないかというふうに思いますが、まずこういった2庁舎にわたる個人情報保護、日々の業務がどのようなものかをお尋ねしたいと思います。

西川議長 企画部長。

田中企画部長 現在新庄庁舎の方は議会、企画、総務、市民生活、都市整備部門で、また當麻庁舎につきましては福祉、教育、産業観光部門を配しまして、両庁舎には特に共通するサービス部門としまして、市民窓口、保険、税務、福祉の所管課が配置されております。その日、その日の業務終了後の事務の流れとしましては、例えば戸籍の届出の書類等や年金の申請書類につきましては職員が両庁舎間を公用車で運び、最終の読み合わせ等の作業を行っております。この場合には、個人情報の扱いはもちろん厳正に管理の上行っており、また運搬を行っておりますが、現実公用車の融通がつかない場合には職員の私有車、個人の車でございますが、これを使う場合がございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 この事故に関しましては、幾つかの問題点があるというふうに思います。その1つとして、今部長の答弁の中で両庁舎を公用車で運びというふうな答弁をいただいておりますけれども、今回の事故は個人の所有の車、いわゆる私有車での事故です。今の答弁の中では、公用車の融通が利かないときは職員の私有車を使う場合もあるというふうに答えられていましたけれども、先ほども言いましたけれども、合併して7年が過ぎましたけれども、その間、毎日行われている仕事です、この事故があった仕事は。にもかかわらず、この業務に関して公用車はなく、日々私有車で行われていたということです。公用車でなく、個人の車で勤務中の事故ということで公務災害の扱いについて、こういったことは影響はないのかということと、またこういった事故の場合、車の修理代等は市が見るのか、個人の責任において支払うのか、どのような処理がなされたのかをお伺いします。

西川議長 企画部長。

田中企画部長 ただいまのご質問でございます。公用車の利用中に事故に遭った場合でございます。全国自治協会の自動車損害共済に加入しておりますので、そちらからの措置となります。原則、公用車を使うことになっておりますが、場合によっては私有車を使うことが起こります。この場合は私有車の公務使用に関する取扱要綱というのを定めておるわけなんですけども、これに基づきまして一時的な使用の方は認めております。お尋ねの運搬時の事故等につきましては、車の運転や書類などの取り扱いは常日ごろから慎重に執り行っておるわけですが、万一の事故の場合はその事故により他人に加えた損害の賠償につきましては、職員の加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険を適用することになっております。しかし、職員本人が事故によって負傷された場合は地方公務員災害補償基金より公務災害補償の対象となります。今後は公用車の適正配置も検討しながら、効率的な運営を十分工夫しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 今、お答えの中に、職員が加入する保険云々という話がありましたけれども、個人が掛けている保険には業務中の事故は除くという、除外するといった保険もあるというふうに私は

聞いていますので、今後はそういった確認も必要になってくるのではないかなというふうに思います。

それと私有車の公務使用に関する取扱要綱に基づき、一時的な使用は認めるということですが、すけれども、この場合、一時的ではなくて、毎日の業務ですよ。だから、もしこのままの状態を今後も続けるのであれば、取扱要綱そのものや、また手続の様式も変更する必要があるんじゃないかなというふうに思います。ただ、今後、今部長が公用車の適正配置も検討するとのお答えもいただいていますけれども、毎日必ず行う業務ですので、ぜひ公用車の使用ができますように求めていきたいというふうに思いますし、もし台数が不足しているのであれば、毎日行う業務ですから、例えば午後4時から市民窓口課が使うというふうな取り決めというの必要になってくるでしょうし、その公用車の使用がどうしても無理であれば、その間の使用車は公用車と同等扱いにするような、そういうふうな措置をとるべきではないかなというふうに思います。これはまた後で市長に伺いますけれども。

それから、第2の問題としては、扱っている書類の重要さが認識されていないのではないかなということです。毎日1人でこの業務を遂行しているということですが、今回のこのような事故に遭ったとき、幸いなことに今回は職員にけがはなかったということですが、1人でしているということで、そういった事故の対応に追われて、個人情報の乗った車から離れざるを得ない、そういった場面がこういうときには出てくるというふうに思いますけれども、本来このような個人情報等を扱う業務については2人以上で行うべきだというふうに思います。そうは言っても、複数で業務を遂行していても、大きな事故に遭ってしまうということもありますから、こういったことを考えますと、このような書類は持ち出さないということ。個人情報の流出を防ぐことになるというふうに思います。そこで市民窓口課の業務でいいますと、全体の業務のうち個人情報の最たる、例えば結婚とか、離婚とかの届の業務については統合された庁舎というか、窓口を1つにすることが重要だというふうに思いますし、また市民がよく利用する住民票等の発行の業務については高齢者でも気軽に行ける場所に設けるといえることが必要だというふうに思います。

住基カード等を利用すれば、機械による発行もできるというふうに思いますけれども、午前中朝岡議員が市税のコンビニ納付についての質問をされまして、来年の4月から行うよということですが、こういったコンビニを使ってこういうふうな書類を発行していることを聞いたことがあります。常にこういった事例を採用している先進事例についてどのようなものがあるのか、おわかりだったらちょっとお示し願いたいというふうに思います。

西川議長 企画部長。

田中企画部長 ただいまのご質問でございます。先進的な事例と申しますと、まず総合的な窓口業務の一本化、いわゆる市民をたらい回しにしない、ワンストップサービスというこの辺の模索は全国の自治体でも常に検討の課題に挙がっております。また、役所に来ずとも、例えば近くのコンビニや郵便局に行けば住民票などの交付を受けることができるサービスは既に実施の方をされております。窓口サービスのワンストップ化としましては、島根県の浜田市や福岡県大野城市のまどかフロアなどが先進的な取り組みの方をされております。また、住民基

本台帳ネットワークカードを利用しまして東京都渋谷区や三鷹市、千葉県市川市では住民票や印鑑証明書をコンビニで交付しております。また、近畿地方におきましては兵庫県三木市、西宮市、また奈良県におきましては生駒市が今年の4月から住民票の方をコンビニで交付しております。今後の対応でございますが、本市におきましてもこの住民情報の7団体の共同化の方を実施しておりますので、これを契機に将来的にコンビニ交付のシステムの方の共同化を図る予定をしております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 今、お答えいただいたように、先ほど言いました届の業務を1つにし、そして今部長のお答えになった発行業務はこういうふうなコンビニなどを利用することによって、先ほどから言っていますそういった今の毎日の業務がなくなるわけですから、個人情報の流出の防止にもなりますし、また職員の日常業務の時間の削減、すなわち経費の削減にもつながっていくものというふうに考えます。ここで市長に経費の削減、建物の耐震、個人情報の管理等を踏まえて庁舎の統合についての考え方を伺っていきたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 その前に、議論の前提となります吉村議員の当初の質問の中に、前から議論があった當麻庁舎とか當麻文化会館とか、そういうものを利用しというお話と統一しというお話は明らかに異質のものだというふうに思っておりますけれども、それも踏まえてというお話でよろしいのでしょうか。

西川議長 吉村君。

吉村議員 統合は進めていただきたいですけど、すぐにはできない。住民の理解も求めなければいけないということですが、今耐震を考えると、すぐに當麻庁舎から出て、それから議論に入るべきだということで、そこを利用してその後、統合についてはどういうふうに考えるのかという話ですね。

西川議長 市長。

山下市長 今、私の手元に合併のときに協議が行われた資料がございます。第11回新庄町・當麻町合併協議会、平成15年2月19日に行われた資料でございます。この中で、庁舎の場所については両市の役場の扱いにつきましては、同等の庁舎と位置づけるものとするというふうに書かれてございます。続きまして、この議論が進んだ中で第12回の会議、平成15年4月7日に行われた会議の中で決まったものとしたしましては、新市の事務所の位置は葛城市新庄町大字柿本166番地とする。現在の新庄町役場を新庄庁舎、現在の當麻町役場を當麻庁舎と呼称する。将来において新庁舎建設が必要となった場合には住民の利便性に配慮するものとするというふうに書いてございます。私の考え方としましては、現在當麻庁舎耐震化が非常によろしくないということがございますけれども、住民の利便性、また合併をしたときの話にかんがみて考えるならば、当面2庁舎制を採用していくべきであろうというふうに考えております。これは耐震の問題であったりとか、いろんな方策を考えていかなければならない場合は合併のときの議論の中では新庄、當麻両庁舎の真ん中に庁舎を持ってきてという議論がありまし

た。ですから、これをするということではございませんけれども、やはり住民の皆さんの利便性が低減しないように十分に配慮した上でどのようにしていくのか、おっしゃっているように庁舎の維持管理というのは大変だというか、耐震に耐えられないということであれば、どうしていくんだと。例えば當麻庁舎に耐震化のお金をかけていくんだということも、これ、1つの考え方でございます。この合併の協議の中で経費がどのくらいかかるのかかからないかという以前の問題として、新庄には新庄庁舎を、當麻には當麻庁舎を置くということが合併協の中で決められ、そのときには吉村議員さんも議員さんでいらっしやったと思いますけれど、みんなの合併をするときの決めごととしてそのような形で決められておったわけですから、これをどうするんだという1つの議論を巻き起こすということはいいいのかもしれませんが、1つのテーマを出して庁舎を統合していくためには、じゃ、どうするんだということを議論していくということはい多いにあり得ることだと思いますけれども、現在の議論する前の段階での私の立場としては、先輩からそのような形で引き継いできております。合併をしたまちを司る長としては、新庄には新庄庁舎、當麻には當麻庁舎を置いて継続をしていくという答弁をさせていただこうと思っております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 私も今、調べて市長がおっしゃったことは確認しています。経費の削減の1つの例として、丹波篠山では4町が合併して、始め4つの分庁舎だったんですけども、経費がかさむということで翌年には1つになったという経緯があります。いずれ統合しなければいけない。それはわかっているというふうに思うんですね。それは長い時間をかけて住民にも理解を得られないといけないというふうに私は思うんですけども、それが例えばいつからそういう話をするかですね。例えば10年たって、10年を契機にして、それを住民に説明していくというのも1つだろうと思うんですけども、その前に耐震について先ほどから言っていますけれども、3月11日以前に3月の議会で質問されましたよね、中川議員が。そのときは翌日が奇しくも大震災だったんですけども、2庁舎制を存続していくというのはわかるんですけども、あれから見られて、市長もみずから東北に一緒に行かれましたから、その惨状というのをごらんになっていますから、その當麻庁舎をどうするんだというのはすぐに議論に入るべきだというふうに思うんです。統合どうのこうのよりも、だから今さっき言いましたとおり、その中にある機能は他の施設をまず利用して、その當麻庁舎をどうするんだと。その議論、先に入らないと、今あの震災以来、地震速報というのを何度もテレビで見ますけれども、そのときに感じるのは、今日本の国内で地震がいつ起こっても、どこの場所で起こってもおかしくない状態だというふうに思うんですね。明日起こるかもしれない。そんな中で以前に合併してすぐに、あそこを當麻庁舎がエレベーターがないので、高齢者の方や足の不自由な方がすごい不便を感じるから、エレベーターをつけましょうと言ったときに、エレベーターの工事に耐えられない建物だというふうに伺ったことがあります。そういったことを考えると、人の命の重大さ、そのときぐらっと来て何かあったら、職員ももちろんですし、来庁している市民にもすごく影響を与えるんです。その点を先に考えて議論すべきではないですかというふうにお願ひしているんですけど、その点についてはどう考えておられますか。

西川議長 市長。

山下市長 吉村議員は當麻庁舎をすぐなくしていくのか、耐えられないのであれば潰していったって考えていくべきではないだろうかというお話をいただいているんだと思います。私が先ほど言いましたように、合併協の中でそのような形で、両庁舎を残していくという形で決められた。これは1つのそれぞれの住民の皆さんの思いであろうかというふうに思います。ただ、議論はしないということをしているわけではなくて、どのようにしていけばいいのかということとをこれから議論していけばいいと思います。今の立場で、今の状況で山下、どうやというふうに言われたら、2つの庁舎を存続していくということでございますけれども、当然これから経費の面であるとか、いろんなことをかんがみていると知恵を出していかなければならない、それは吉村議員も私も変わらないというふうに思います。ただ、どのような形で進めていくのか、それにつきましてはこれはもう一つの大きな合併のときに決めた流れを変えていくための大きなものでございますから、それについては慎重に皆さん方とご協議させていただきながら、また地元の皆さんの意見もありましょうから、そういうことを十分に考慮をして考えていかなければならない。もちろん、だれも地震が来てそこで仕事をしなさいというふうなことを言っているわけではなく、そのことも十分に考慮して考えていかなければならないだろうとは思っております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 仕事をしなさいじゃなくて、犠牲になるかもしれないというふうに言ってるんです、私は。當麻庁舎の建物を残すなら残してもいいですけども、とりあえずその當麻庁舎から人というのはどこかに移動してもらって、人と関係ない、書類とか置く場所でもいいです。そこから考える。その後補強するんだったら補強してもいいと思います。でも、ただ地震に耐えられないであろうということです。あそこは本当に夏、換気するのにも窓を開けましょうといても、窓は開かないし、開けたときには今度閉まらないというぐらいの状態のところなんです。この間、3階で会議をなさった方がおっしゃっていたんですけども、強い風で揺れてびっくりしたという話もあります。強い風でも揺れるんだったら、同クラスの地震が来たときはどうなるんですかということです。だから、統合についてはこれから議論すべきですけども、全然議論に入っていないのでこれからすべきじゃないですかという提案をさせていただいています。それよりも何よりも人命ということで、あの庁舎から今すぐどうするんですかという話、時間の問題を聞いているんですけど。

西川議長 市長。

山下市長 あこで仕事をすることについての危険性等について、それはまたひとつ議論していかなければならないと思います。ただ、耐震化に入っていく。今、小学校5つ、中学校2つ、これを早急にやるんだということで、葛城市は合併をしてから取り組んでおります。なおかつ幼稚園、この耐震化を図る中で特に危険だと思われるところを見て、新庄小学校附属幼稚園が耐えられないという形の中で、まずこれに手をつけましょうということで議会の皆さん方のご同意を得て進めていこうというふうに考えています。まだ、これ以外にも公共の施設の中で広域避難所になる場所であるとか、そういうところの耐震化、それをしっかりと図ってい

かなければならないというふうにも思っております。それを財政計画を見ていきながら、注視していきながら考えていかなければならないというのが第一義ですね。庁舎のことにつきましては、耐震化を考えるにしても、一義の次になるのかわかりませんが、やはり住民の皆さんが日ごろ学校に行ったりとか使用したりしている施設というのを1番目に考えていこうということで、これは皆さんの同意をいただきながら進めておるところでございます。

その庁舎の部分で、じゃ、中の施設というか中の部署をどうしていくのかということにしましては、またこれから議論させていただくということにしたいというふうに思っております。何も吉村議員からのご提案を、いや、これはだめですというふうにしているわけではなく、それをしっかりとご意見として、ご提言として受け止めさせていただきながら、それをどうしていくのか。それと先ほどおっしゃってました業務の統一化、統合化、これは宇陀でも五條でも、そのほかの合併をしたまちでも同じようなことがあるわけでございます。それも職員が車で回って、その分の書類を集めて本庁舎なり、またそれを統括する庁舎に届けてやっている。それはもう葛城市だけではなく、どこの市町村でも同じような形で届出の書類を使っております。利便性を低減させないということであれば、たとえこの業務を近くのところに移動させたとしても、やはりそれは2つの場所で受け付けていくとか、そのことは変えていくことはないであろうと。やはり住民の利便性を維持したまま考えていかなければならないというふうに思っております。

今回、いろいろと職員の問題で、自分の私有車で事故をしたということをお耳にはさまれたというふうに思います。主幹級の職員の話だと思っておりますけれども、統括する立場にありながら、届出をせずにやっておったというのは本人の大変な不注意であるというふうにも思いますし、このことを日常的にさせていたというのは、これはうちの不注意であるというふうにも思います。お互いにしっかりと車を使用できるように、公用車を使用できるようにしていく体制というのをどのようにつくっていくのか、うまくリレーをしていきながら、公用車の使用ができるのか、できなければ公用車の数を増やしていかなければならない。そのあたりもよく考えて対応していきたいというふうに思っております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 先に事故の問題がありましたから言いますけれども、そしたら届出を出していないということです。要綱にはこういう申請書があるんですよ。何月何日何時何分から何時何分で承認の判をもらうということになっておりますけれども、これ、毎日の業務だから、これを毎日出さなければ、毎日承認をもらわなければいけないということになります。だから、もしそれをするんだったら要綱自身を変えないと、事務的にも煩雑になりますし、公用車を与えないというのもう一つの責任だというふうに思います。公用車で事故と、それから個人の私有車で事故になるとまた違いが出てきますので、それが違いが出ないような取り扱い、もし私有車にするのであれば、その点をこれから改善していただきたいというふうに言っているわけです。

それと、先ほどの庁舎ですけれども、財政事情も厳しいですし、新市の計画でもまた新しいものを追加ということですね。ですから、新しい庁舎を建てるのは、到底そういう話にはな

らないだろうというふうに思いますし、當麻庁舎を存続する、それは先ほども言いましたけれども、していいと思います。していいですけれども、とにかく出てくださいということだけです。

市長は午前中の話の中で、各大字の懇談会に行ったら、災害に対する備えをしてくださいということが一番最初に言いますというふうにおっしゃいました。市長から見て職員というのは家族じゃないんですか。そこに働く建物はやっぱり自分の家だというふうを考えるべきだと思います。ですから、よその方に災害、気をつけましょうと言う前に、自分の家族とか、それから自分の家を守るという姿勢が必要だというふうに思いますので、これは早急にちょっと議論していただいて、本当にいつ地震が起きて、これだけ言っていて、もし地震で犠牲者が出た場合、市長が責任をとらないといけなくなります。だから、それはちゃんと考えていただきたいというふうに思います。

要綱について、そしたら今後改善していただくのかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 要綱につきましては検討はしていかなきゃならないし、公用車の数に関しましても適正な方法でとっていかねばならないというふうに申しておりますけれども、ただ先ほど申しましたように、主幹の人間が、その課を統合する立場の人間がその問題に対して矛盾がないというふうに思い込んでしまっている体制にこそ、私は問題があるというふうに思います。やはりこういう状況ではだめだと、主幹クラスの人間が改善すべきであると提言をしていただき、それなりの方法をとっていくというのが1つのあり方であろうというふうに思います。ただ、その情報発信を受け入れられなかった状況であるならば、それはこちらの体制の不足だと思いますので、十分に市役所の職員からそういうことが風通しよく情報が上がってくるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

また、家族のことを大事にしない。だれもそんなことは言ってはおりません。家族は大事ですし、守ってはいかなければならない。しかし、ここは大事なところだと思います。家族はもちろん守っていかねばならないですけれども、でも東北の大震災のときでも、公務員は身命を惜しまず働かれました。自分とこの家族いるにもかかわらず住民のために働かれたわけでございます。そんなことをしろと始めから言っているわけじゃございませんけれども、まず考えていかねばならないのは住民の安全をいかに確保していくかということを考えていかねばならないと。何も家族の安全がどうなってもいいということを行っているわけではございませんし、そのことについて議論していきましよう、考えていきましようというふうに私は言っております。何も吉村議員の案はだめですという形で私が否定をしたわけでも何でもなく、それをご提言いただき、それを考慮して次なる方策をまた皆さんとともに議論させていただき、考えていく、その1つの提案をいただいたというふうにあります。たく受け止めさせていただきまして、次の方策に活かしていきたいというふうに思っております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 終わろうと思ったんですけど、さっき主幹が矛盾を感じていないのはおかしいとおっしゃいましたけど、私、別にその人から何も話、聞いてないですけども、この様式ではおかしいんじゃないですかというのは私の考えで言っているわけです。

それから、住民も大事ですけれども、やはりその東北のときに職員が犠牲になったという話ですけれども、それは突発的なことですよね。もう予知しているんだから、早く処理するというか、早くその場所からほかの場所に移ってくださいよというのをあらかじめ言っているわけですからね。だから、それはどこかにその機能というのを移せるわけです、考えれば。先ほど言いましたとおり、當麻文化会館でもゆうあいステーションでもいいです。一度そこへ移って、それから考えたらいいと。安全を先に守ってくださいよという話です。わかっていただけますか。

西川議長 市長。

山下市長 ご提言、確かに受け止めさせていただきました。また、それを受け止めさせていただいていろいろと考えさせていただきたいと思います。

西川議長 吉村君。

吉村議員 それでは、よろしくをお願いします。これで終わります。

西川議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、あす13日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集を願います。

本日はこれにて延会をいたします。

延 会 午後3時35分